

整理番号 16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (月請分)		
年月日	平成30年5月1日~平成 年 月 日	金額	3,158円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している理由として、(株)ビック東海からの説明文書を添付する

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
-13	30-05-01			ガス 6,316	3
-14					4
-15					15
-16					6
-17					17
-18					18
-19					19
-20					20
-21					21
-22					22
-23					23
-24					24

按分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,316円	1/2 %	3,158円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成23年6月10日

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

ふじのくに県議団藤枝
佐野愛子事務所 様

光インターネット ご契約商品のご案内

拝啓 毎度格別の御引立てに賜り厚く御礼申し上げます。
この度は弊社サービスを利用いただき誠にありがとうございます。

お客様の現在の御契約商品の明細は下記の通りでございます。
尚、自動振替口座の御通帳の印字は「ガス」で御座いますが
インターネット利用料金及び電話関係料金として自動振替させていただきます。

尚、ご不明な点が御座いましたら下記までご連絡をお願い致します。
今後とも弊社を宜しくお願い致します。

敬具

単位(円)

御利用商品名	御利用料金	
ひかりインターネット	4,500	毎月請求(当月御利用分)
ひかり電話通話料(※1※3)	-	毎月請求(前月御利用分)
ユニバーサルサービス料(※1 ※2)	7	毎月請求(前月御利用分)

※1 ひかり利用料・通話料・ユニバーサルサービス料は御利用月の翌月請求となります。

※2 ユニバーサルサービス制度はNTT東日本や西日本が加入電話などのユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/

※3 ひかり電話通話料は御利用分のみ請求となります。

株式会社 ビック東海
沼津市寿町8番28号 メディアプラザ2階
放送通信センター 管理課
TEL 0120-696-942
FAX 055-922-5694

整理番号 17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (平成30年5月分)		
年月日	平成30年5月7日~平成 年 月 日	金額	28,998 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> *月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費非対象経費を 除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する (計算根拠、リース支払い計画表は平成30年 4月証拠書参照) (整理番号5)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
活動費と私用で按分	57,996 円	1/2	28,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引 (兼お借入明細)

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

平成30年 5月分

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引残高	備考
		繰越残高			
30-05-07	BF	68,726	ホンダファイナンス		

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

3. 定期預金・担保お預かり明細

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

平成30年 5月31日時点

残高	
----	--

取扱番号	満期日	お預かり金額 種類	預入日 取扱日	預入期間 (据置期間)	利率(%) (中間払利率)	課税区分	満期日の取扱方法 中間払利息取扱方法

※満期日順に表示しています。月末日が休業日の場合は、直前の営業日時点のお預かり明細です。
その他、表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。



整理番号 18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所上下水道料金 (平成30年4月分)		
年月日	平成30年5月7日~平成 年 月 日	金額	2,397 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13				3
14	30-05-07	(フジエクスプレス)	水道 2,160	4
15	30-05-07	(フジエクスプレス)	水道 2,635	15
16				6
17				17
18				18
19				19
20				20
21				21
22				22
23				23
24				24

現在高(貸付高)の金額に(マイナス)がある場合は貸付高と表します

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,795 円	1/2 %	2,397 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

上下水道使用量のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
	A 0435-004805-000	00294-2-13	020 mm
設置場所・使用者氏名			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			

平成30年 4月分

使用期間 平成30年 2月 5日から平成30年 4月 3日まで

今回指針	75
前回指針(一)	72
旧メータ使用水量(十)	m ³
使用水量	3 m ³

参考までに、前年同月の使用水量は 2 m³でした。

上水道料金	2,635 円
下水道使用料	2,160 円
請求予定金額	4,795 円

(税込み)

次回口座振替日 平成30年 5月 7日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。
本票は請求書ではありません。

口座振替済のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
	A 0435-004805-000	00294-2-13	020 mm
設置場所・使用者氏名			
青木2丁目18番3号 アオキビルB C-1 ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			
ご指定の振替口座			

金融機関名	*****		
口座番号	*****	種別	*****
口座名義人	*****		

平成30年 4月分

使用期間 平成30年 2月 5日から平成30年 4月 3日まで

口座振替日 平成30年 5月 7日

使用水量	3 m ³
上水道料金	2,635 円
下水道使用量	3 m ³
下水道使用料	2,160 円
督促手数料	0 円
振替済合計金額	4,795 円

(税込み)

上記の金額を口座から振替させていただきました。

整理番号 19

決裁	会派代表者	(株)	経理責任者	(田)	経理担当者	(株)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料及び送金手数料		
年月日	平成30年5月8日～平成 年 月 日	金額	48,816 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	平成30年4月分コーナー料
政務活動・県政との関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-05-08	23442	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N047	*48,600	
	残高	
島田信用金庫 本店営業部 普通 916955 か) エフエムシマタ		
送金料金	*216円	
振込予定日	30-05-08	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	48,816 円	100%	48,816 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御 請 求 書

平成30年4月30日

No. XXXXXXXXXX

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 八木 和夫

〒 427-0042

島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700



2018年4月度

期間 2018/04/01~2018/04/30

ご請求額 **¥48,600**

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

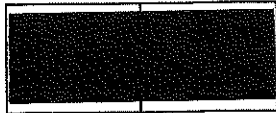
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

お振込み先

島田信用金庫 本店営業 普通 0916955

株式会社FM島田

費 目	請 求 金 額	備 考
コーナ一料	45,000	
小 計	45,000	
消費 税 等 (8.0%)	3,600	
合 計	¥48,600	



整理番号 20

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所ファックス通信料 (平成30年4月分)		
年月日	平成30年 5月 10日~平成 年 月 日	金額	1,533 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

年月日	領収書金額	市町村金額	現在高(貸付高)
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19	30-05-10	(NTT)	電話 3,066
20			
21			
22			
23			
24			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	3,066 円	1/2	1,533 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

料金後納
郵便

426-0037
藤枝市青木2丁目18-3
青木ビル 1階 C号
ふじのくに県議団 藤枝 佐野愛
子事務所 様



018042503071579400

重要 Important 親展 Confidential NTTファイナンス

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2018年 4月25日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒461 名古屋東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜8F

社用M300B1391002 12652 12652 00 E 18040500E



ここから、①の順にゆくりおはがしください。
②の順にゆくりおはがしください。③の順にゆくりおはがしください。④の順にゆくりおはがしください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆054-646-1222 ◇NTT西日本ご利用分 3,066	2,650 187	回線使用料(基本料)(事務用) 3月11日~ 4月10日、なお前月分は221円でした。 3月11日~ 4月10日、なお前月分は221円でした。 次回(来月分)の割引計算期間は、4月11日~ 5月10日です。 イチャイチャ11をご利用にならなかつた場合、187円となります。	合算 合算
()	187	(内訳)イチャイチャ11適用分	
<)	187	(内訳)イチャイチャ11適用通話料	
()	0	(内訳)通常通話料適用分	
<)	2	ユニバーサルサービス料	
()	227	消費税等当額(合計)	合算
◇合計	3,066	合計	

整理番号 2/

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気料 (平成30年5月分)		
年月日	平成30年5月15日~平成 年 月 日	金額	4,933 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

年月日	取扱店	お振り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	30-05-15	(チャウゲンソウ)	電気 9,867	
22				
23				
24				

現在高(貸付高)の金額に「マイナス」がある場合は貸付高を表します

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,867 円	1/2 %	4,933 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年 5月16日発行

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

毎度お引立いただきありがとうございます。

平成30年 5月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
平成30年 5月15日	9,867円	730円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日割	契約種別	ご使用量 kWh/m ³	領収金額 円	精算額等 円		初回引落割引額 円、銭	燃料費調整額 円、銭	記事
					再エネ発電促進賦課金	消費税等相当額(再掲)			
おなまえ		容量							
	02	おとくプラン	199	5,854			-54.00		
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		60 A		433	577		-716.40		
	02	ビジとくプラン	56	4,013					
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		3 kW		297	162		-201.60		

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
 ◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
 月分、金額を修正したものは無効でございます。

中部電力株式会社

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済
 〒466 名古屋市東区東新町

整理番号	22
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県立図書館友の会 講演会参加費		
年 月 日	平成 30 年 5 月 20 日 ~ 平成 年 月 日	金 額	500 円

目 的	新たな県立図書館を考える講演会参加
使 途	講演会参加費
政務活動・ 県政との 関連性	元鳥取県教育長中永氏の講演により図書館の役割やあり方について研修し県立図書館への提言に役立てる
<<領収書貼付枠>> (Empty space for receipts)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	500 円	100%	500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

No. _____

佐野 愛子 様

2018年 5月20日

★ 500円

但 講演会参加費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

静岡図書館友の会



第2回 新たな県立図書館を考える講演会のご案内

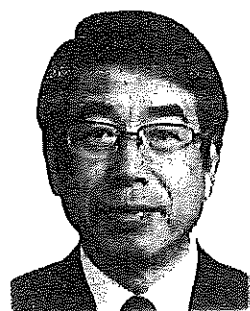
地域づくり・人づくりと図書館の役割

～県立図書館のトップランナー・鳥取県の元教育長が語る～

講師

中永 廣樹氏

(元 鳥取県教育長)



日時

2018年 **5月20日** (日)
13:30～16:30 (受付13:00～)

会場

静岡県立中央図書館 (静岡市駿河区谷田53-1)

【詳細は裏面】

基本構想案が18年3月に完成し、県立図書館の新館計画もより具体的になってきました。半世紀に一度のこのチャンスに、未来を見据えたこれからの県立図書館について引き続き考えていきましょう。

第1回の講演会では、建築家の寺田芳郎氏をお迎えし、建築面からの留意点を学びました。今回の講演は、鳥取県の元教育長の中永廣樹氏を講師にお招きします。

教育長在任中の取り組みや、鳥取県立図書館のこと。片山前知事から学んだこと。また、一市民の立場として関わってこられた米子市の図書館への指定管理者制度導入ストップ活動の体験や、読書の意義などのお話を伺い、図書館の役割について幅広い視野で学びましょう。

申込不要

直接会場へお越しください。

資料費

500円

(学生は無料)

問い合わせ

080-6910-9434 (静岡図書館友の会総務)

【主催】 新たな県立図書館を望む会 静岡図書館友の会 静岡県図書館交流会実行委員会

【後援】 静岡県立中央図書館 静岡県図書館協会

【協力】 熱海読み聞かせの会 掛川市子どもの読書活動を考える会 学校図書館を考える会・静岡

静岡おはなしの会 静岡子どもの本を読む会 静岡県読み聞かせネットワーク

島田図書館友の会 藤枝・図書館友の会 富士宮子どもの本研究会 三島図書館友の会

【裏面へつづく】

【講師 中永 廣樹 氏 プロフィール】

米子市在住。慶應義塾大学大学院修了。

鳥取県立高校の国語の教員や県教委事務局指導主事などを歴任。平成17年、片山善博知事の時に、鳥取県教育委員会教育長に就任。現平井知事の時代も含めて約5年、教育長を務める。この間、図書館先進県・鳥取で読書教育・図書館政策に尽力。高校教員20年、教育行政15年。平成24年より日本海情報ビジネス専門学校校長、鳥取県文化振興財団理事長。

図書館友の会・米子運営委員。平成24年～29年、DARAZ FM「中永廣樹のまったりトークfor you」（隔週）に出演。

趣味は、農作業、読書、音楽鑑賞、水泳、山登り。

【会場までのご案内】

◆JR草薙駅より

- ・徒歩25分
- ・静鉄バス「草薙瀬名新田線（県立美術館行き）」でバス停「県立美術館」下車徒歩2分

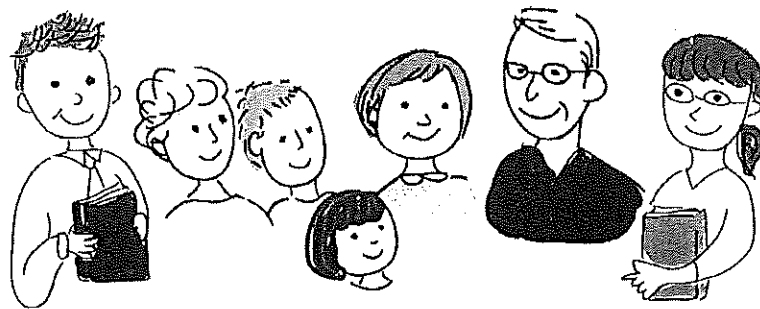
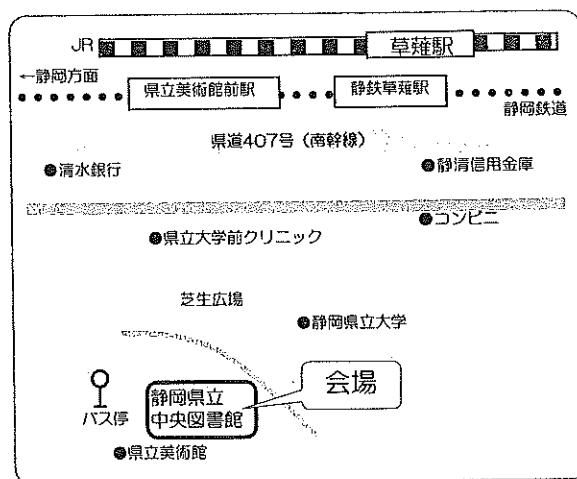
◆県立美術館前駅（静岡鉄道）より

- ・徒歩20分

◆JR静岡駅または新静岡バスターミナルより

- ・静鉄バス「県立美術館線」でバス停「県立美術館」下車 徒歩2分

※駐車場は台数に限りがありますので
できるだけ公共交通機関をご利用ください。



整理番号 23

決裁	会派代表者	(木)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(木)
----	-------	-----	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	商店街振興組合藤枝名店街 通常総会出席及び意見交換含む懇親会参加費		
年月日	平成 30 年 5 月 22 日 ~ 平成 年 月 日	金額	3,000 円

目的	商店街の現状と振興策について情報収集
使途	意見交換会と懇親会参加費
政務活動・ 県政との 関連性	委員会、本会議等で県当局への提案資料とする。
<<領収書貼付枠>> 総会資料添付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,000 円	100%	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

佐野愛子

様

No.

金額

7,200.00

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但会費

30年 5月22日 上記正に領収いたしました

藤枝市本町2丁目6番12号
商店街振興組合 藤枝名店街
理事長 種子島 時保

収入印紙

平成30年4月27日

佐野 愛子 様

商店街振興組合 藤枝名店街
第50回 通常総会開催のご案内

商店街振興組合藤枝名店街
理事長 種子島 時保

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。
(日頃より、当組合事業に関しまして、格段の御支援ご協力を賜り誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、第50回藤枝名店街通常総会を下記の通り開催致します。時節柄御多用の折りとは存じますが、何卒ご来駕賜りますようよろしくお願い申し上げます。

言 己

日 時 5月22日 (火) 午後6:00より
場 所 焼津信用金庫藤枝支店2階会議室
懇親会場 居酒屋奥洲

※総会終了後、懇親会を行ないます。
(なお、懇親会会費は3,000となります。

5/6 FAX

藤枝名店街総会へ (出席) 欠席 します。

懇親会へ (出席) 欠席 します。

氏名 佐野 愛子

恐れ入りますが、5月15日 (火) までに出席をご連絡下さい。

(振) 藤枝名店街 TEL 663-6113
FAX 663-6113

平成30年度（第50回）

通常総会

日 時 平成30年5月22日（火）
午後6時

開催場所 焼津信用金庫 藤枝支店
2階会議室

商店街振興組合 藤枝名店街

藤枝市本町2丁目6番12号
電話 054-663-6113

整理番号 24

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	藤枝商工会議所女性会創立 40 周年記念式典祝賀会出席会費		
年月日	平成 30 年 5 月 25 日 ~ 平成 年 月 日	金額	5,000 円

目的	県内高工会議所女性会 会員との意見交換
使途	意見交換含む式典出席費
政務活動・ 県政との 関連性	高工会議所女性部として各事業のとりこみや 活躍する女性の紹介をしい県政への反映とする。
<領収書貼付枠>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	8,000 円	/	領収書のため上限額充当 5,000 円
		100% (上限額)	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

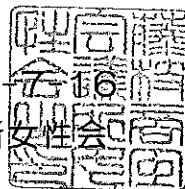
平成 30 年 5 月 日

金 額 8,000 円

但し、平成 30 年 5 月 25 日(金)開催 藤枝商工会議所女性会
創立 40 周年記念式典参加費として

上記金額正に領収致しました。

藤枝市藤枝 4
藤枝商工会議所女性会



藤商工議第16号
平成30年4月13日

藤枝商工会議所女性会
会 員 各 位

藤枝商工会議所女性会
会 長 渡辺 輝代
創立40周年記念事業
実行委員長 岡崎とし子

藤枝商工会議所女性会
創立40周年記念式典・祝賀会について

拝啓 陽春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当女性会の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼
申し上げます。
さて、当女性会は昭和58年9月に創立し、本年で40周年を迎え、この度下記に
より記念式典・祝賀会を開催いたしますこととなりました。
つきましては、ご多忙の折誠に恐縮とは存じますが、原則として全員出席とさせ
ていただきます。当日の運営をご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時：平成30年5月25日(金) 11:00~18:00
※式典・祝賀会は14:30~17:30 当日は11時集合で考えています。
2. 会 場：ホテルオーレ (藤枝市前島1-3-1 TEL:054-684-2225)
3. 会 費：一人 8,000円
4. 内 容：別添資料参照

※お仕事の都合もあると思いますが、ご協力いただける時間だけでも構いませんのでご
協力お願いいたします。

※4月24日(火)までにFAX(643-2000)にてご返信ください。

..... 出欠席回答書

5月25日開催 創立40周年記念式典・祝賀会

出席

一部の時間出席

欠席

※いずれかに○を付けて下さい。

参加可能な時間:

13時00分~18時00分

事業所名

氏 名

佐野 愛子

整理番号 25

決裁	会派代表者	(木本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(木本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	平成30年5月25日～平成 年 月 日	金額	50,216 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	平成30年6月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-05-25	23003	通帳送金
記号	[REDACTED]	
****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N147	*100,000	
	残高	
	[REDACTED]	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルトシアオキ		
送金料金	*432円	
振込予定日	30-05-25	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,432 円	1/2	50,216 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 26

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 00 /

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	平成30年度年会費 NPO 法人障害者活動支援団体げんきむら		
年月日	平成30年5月26日～平成 年 月 日	金額	1,000 円

会の趣旨・目的	就労継続支援B型事業
会の活動内容等	別紙資料を添付する
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力し県政に活かす

《領収書貼付枠》

No. 000056f

領 収 証

平成30年5月26日

佐 野 愛 子 様

金 1,000円

但し：平成30年度年会費

特定非営利活動法人 **げんきむら**
 障害者活動支援団体
 〒426-0072 静岡県藤枝市南新屋204-4
 TEL<054>646-0218
 FAX<054>646-0218

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (総会資料)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000 円	/	1,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 障害者活動支援団体げんきむら定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 障害者活動支援団体げんきむらという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市南新屋204番地の4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者に対して社会活動の支援に関する事業を行い、障害があるなしに拘わらず、市民として協働出来る福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。） 第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害福祉サービスを行う事業
 - ② 障害者の社会活動の支援事業
 - ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人等
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同して、財政的援助ができる個人及び法人等

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。



- (1) 総会に出席すること。
- (2) 入会金及び年会費を納入すること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は法人等にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である法人等が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 3人以上
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、役員は、再任されることができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の変更及び活動予算の変更
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に既定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類、その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し任意団体げんきむらに入会し、既に平成14年度分の会費を納入した者は会費を免除する。
 - (1) 入会金 1,000円
 - (2) 会費 1,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。

附則

この定款の変更は、平成18年9月1日より施行する。

附則

この定款の変更は、平成19年3月1日より施行する。

附則

この定款の変更は、平成25年12月27日より施行する。

附則

この定款の変更は、平成29年6月1日より施行する。

(別紙)

設立時役員名簿

役職名	氏名
理事長	金刺伸衛
副理事長	鈴木裕子
理事	瀬尾祥子
理事	駒澤徳紀
理事	杉村一男
理事	高橋徹生
理事	多々良萬里子
理事	提坂昭二
監事	太田宏道
監事	小林由美子

この書面は現行の定款に相違ありません。

平成29年6月8日

特定非営利活動法人障害者活動支援団体げんきむすび

理事長 駒澤 徳紀



会員の皆さま



5/8 ハガキ

平成30年4月27日

特定非営利活動法人障害者活動支援団体げんきむら

理事長 駒澤 徳紀



平成30年度定期総会開催のお知らせ

寒暖差の激しい今年の春を経て、若葉の馨しい季節となりました。
皆様におかれましても、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、当法人の平成30年度定期総会を、下記の日程で開催します。
就労移行支援事業開始1年目のご報告をいたしますと同時に、本年度は福祉サービスを取り巻く情勢変化により、当法人の事業も変動を余儀なくされる部門がございます。節目の一年の活動をご提案いたします。

皆さん是非ともご出席くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1、日時 平成30年5月26日(土)
13:30 受付開始
14:00 開会
議事 平成29年度事業報告・決算報告
役員改選
平成30年度事業計画・予算
15:30頃 終了予定

- 2、会場 青島北交流センター 集会室

以上

- ※ 当日は、カフェを13時閉店といたします。
- ※ 出欠の連絡はがきを5月18日(金)までに、ご投函またはげんきむらにお届けください。
- ※ 退会をご希望の方は、ご一報くださいますようお願いいたします。



ホーム
 あいさつ
 あゆみ
 法人概要
 アクセス
 お問い合わせ

各事業所ページ
リンク



各種資料

今月の予定

げんきむらだより

事業報告

活動計算書

定 款

法人概要

NPO法人障害者活動支援団体げんきむら

法人名 NPO法人障害者活動支援団体げんきむら

代表者 理事長 駒澤 徳紀

所在地 〒426-00721 静岡県藤枝市南新屋204-4

電話 TEL/FAX:054-646-0218

法人番号 6080005006005

設立 1996年7月

(NPO法人設立認証 2003年2月26日)

事業内容 就労継続支援B型事業

- ・ カフェげんきむら
- ・ げんきむらアートスタジオ
- ・ げんきむらプリント工房
- ・ げんきむら縫製部

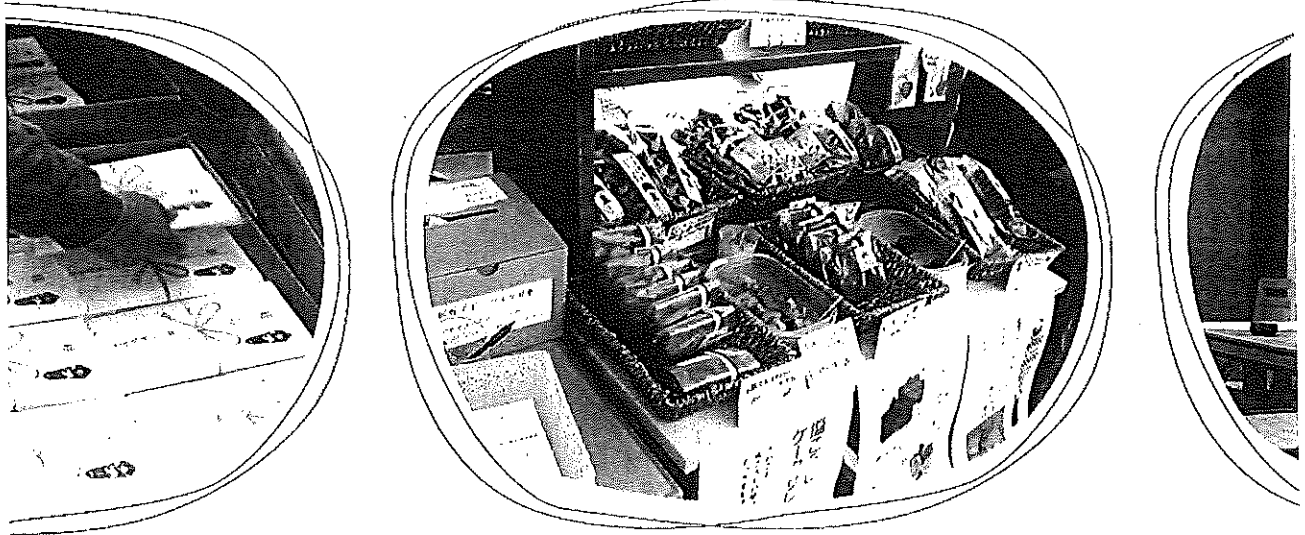
就労移行支援事業(2017年6月より)

ホーム | ごあいさつ | あしあと | 法人概要 | アクセス | お問い合わせ

Copyright 2017 GENKIMURA. All Rights Reserved.



- [ホーム](#)
- [あいさつ](#)
- [あゆみ](#)
- [法人概要](#)
- [アクセス](#)
- [お問い合わせ](#)



NPO 法人障害者活動支援団体げんきむら

今月の予定

[げんきむらだより](#)

[げんきむらプリント工房](#)

[カフェげんきむら](#)

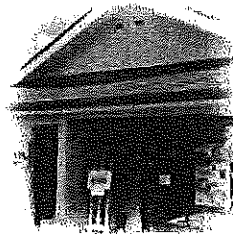
[げんきむらアートスタジオ](#)

[事業報告](#)

[活動計算書](#)

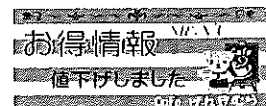
[定款](#)

[注文票](#)



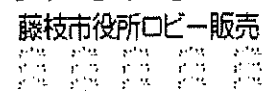
げんきむらは正式名称をNPO法人障害者活動支援団体げんきむらと言います。
 平成15年、それまで障がいのある仲間と支援者が集まって、ただひたすらTシャツを作り、販売していた工房を障がいの者の作業所として県と市に認めてもらおうと、応援団の一般市民たちが、団体を結成しました。これがNPO法人げんきむらの始まりです。

げんきむらトピックス



2018/6/27
 藤枝市役所ロビー売店当番
 2016/6/20

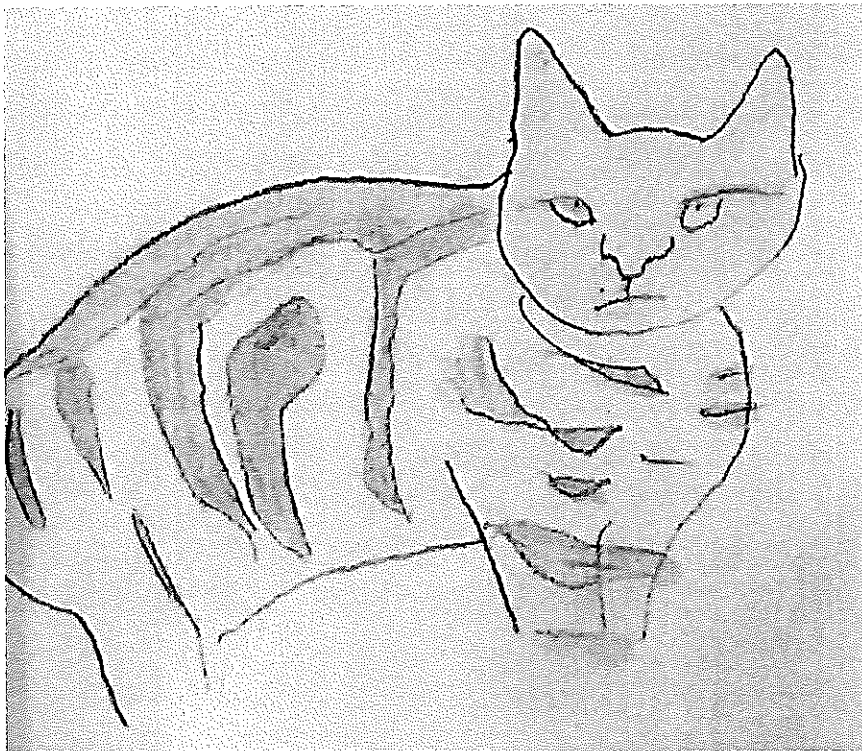
藤枝市役所ロビー売店当番
2018/6/17
家族会座談会
2018/6/13
藤枝市役所ロビー売店当番
2018/6/8
ネットワーク会議全体会
2018/6/6
藤枝市役所ロビー売店当番



[ホーム](#) | [ごあいさつ](#) | [あしあと](#) | [法人概要](#) | [アクセス](#) | [お問い合わせ](#)

Copyright 2017 GENKIMURA. All Rights Reserved.

特定非営利活動法人障害者活動支援団体げんきむら
平成30年度定期総会議案書



日時 : 平成30年5月26年日(土曜日) 14:00~15:30

会場 : 藤枝市青島北交流センター集会室

NPO法人障害者活動支援団体げんきむら平成30年度定期総会

《次第》

開会の言葉

理事長挨拶

来賓祝辞

来賓紹介

議長選出 議事録署名人選出

議事 第1号議案 平成29年度事業報告

第2号議案 平成29年度決算報告・監査報告

第3号議案 役員改選案

第4号議案 平成30年度事業計画案

第5号議案 平成30年度予算案

議長降壇

閉会の言葉

事務連絡

1、 総論

もともと、若手の利用者が増える傾向の上に、就労移行支援事業が6月から開始され、利用者・職員ともに、新しい出会いがたくさんあった一年でした。それに連れて、ステップアップを望む人も、現状を保ちたい人も、多かれ少なかれ自分の中に越えて行かねばならない課題を感じた人が多かったと思います。変化の中でも前向きに取り組めたことが多い年度となりました。

2、 生産活動の充実

プリント工房の仕事は、毎年定番となった大口の仕事を確実に確保し、個々の団体の注文要求レベルが上がってもそれにも対応する努力をし、また、内職仕事に携わる人々のコツコツとした積み上げにより、昨年以上の収益をあげました。カフェは、若手利用者が多く所属するようになりましたが、品質は保ちながらも単価を下げ、スーパーのサービスも追加することで、来客数を増やすことに成功しました。もう少しで売上自体にその努力が現れてくることでしょう。アートスタジオは、各自がデザインやイラストの公募に挑戦を重ねた結果、バッジのデザインや記念日のイラストで受賞をしました。しかし、工賃になる収入を得ることは、未だできていないという課題が残りました。

3、 就労移行支援事業の開始

就労移行支援部門を開設して、11ヶ月がたちました。精神障害者の雇用が法制化されるという追い風があるものの、道は平坦ではありません。げんきむらの中では良しとされていたことでも、一步外の風に当たると、常識から外れていることもあります。慣れた仲間や支援員と取り組めるグループ就労で足慣らしをし、企業実習やトライアル雇用を通して、企業に入り一人でもやっていける自信をつけ、1名が就労、また、就労継続B型からも1名が就職を果たしました。

4、 相談支援体制の充実

若手のサービス管理責任者の就任によって、利用者の生活状況の把握が綿密にできるようになりました。必要とあれば、間をおかず家庭訪問や保護者との面談もできるようになり、より充実した利用者支援が可能になりました。各医療機関との連携も以前より密になりました。ただし、精神科受診だけで安心しきっていた人が他科の重篤な疾患にかかっていたのが見過ごされたケースが重なり、特に四十歳を過ぎた利用者さんは、生活習慣病健診の受診を必須事項にしていきたいです。

5、 職員処遇改善

職員の主任制度を発足させました。資格取得や研修参加などの努力がキャリアとして認められて処遇に反映される制度とともに、職員の力量の向上につながることを期待されます。職員が生きがいを持って働く姿が、利用者にとって一番身近なロールモデルになることを意識して仕事に臨みたいと思います。

6、 地域とのかかわり、特に防災体制の進展

11月2日に行ったげんきむら防災訓練では、防災ボランティアコーディネーターから、講習を受け、げんきむら1号館2号館の立地が、大井川流域にできた扇状地と山地の境目に位置し、水害時に水がたまりやすいという特徴を教えてくださいました。いざ、水害が起こった時に、2号館で活動する人たちは新南新屋地区の避難場所へ移動するのではなく、青島北交流センターに避難してよいという市役所の了解もとっていただけました。

また、そのあと、青島第8自治会と第7自治会の話し合いをしていただき、災害時や防災訓練の際だけは、2号館の人たちは隣接する志太町内会の方々と行動をともにすることを許可されました。

カフェで行うのが三度目になったげんきむら村祭りは、大雨の悪天候でした。その中をわざわざお越しくださったお客様方と利用者のみなさんが、室内でゆっくりと歓談する機会となりました。

いずれにしても、地域の皆さんがげんきむらを住民の一員として迎え入れ、暖かく見守ってくださっていることが良く分かる1年間でした。

平成 29 年度 げんきむら利用者専門部活動報告

防災・環境整備部

年 1 回の全体防災訓練、車イスの空気チェック、トイレや屋外に設置している非常用水の管理、備蓄食糧の保存、各自の居住地の防災訓練への参加呼びかけ、災害伝言ダイヤルの練習、薬箱のチェックと補充、ロッカーや靴箱の整理、1 号館・2 号館の屋根やひさしの掃除、老朽設備を探すなどのことに取り組みました。日曜日に行った 1 号館の外掃除は、またやるのか再検討したいです。

広報部

げんきむらだよりの発行・カフェのメニュー、チラシ、のぼりの作成やフェイスブックを通じてのげんきむら PR 活動などを行いました。職員に頼って、クオリティの高い活動ができていたと思います。

今後、体制は変わりますが、クオリティをできるだけ維持できるよう努力していきたいと思います。

体育部

人数は少ないけれど、ソフトバレーボールやふれあいレクリエーション大会を楽しみました。障害者スポーツ以外でも、ふじえだマラソンに 4 人、焼津みなとマラソンに 2 人出ました。体育部の方針はいつも通り「無理なく体を動かそう」です。次回はもっと多くの人に参加してほしいです。

レクリエーション部

バス旅行は、みなさんの希望で県内の施設を見学しました。資生堂博物館は無料とは思えない充実した展示が見られ、満足した人が多かったです。忘年会は一方向的にカフェで食べさせてもらうだけではだめだという所長の意見で取りやめました。代わりの企画は立てませんでした。

製品開発部

目標：チームワークを大切にします。

縫製部・アート・カフェで、それぞれの分野をまとめて、最大限に実力を出します。

企画・デザイン・試作・製作を徹底し、より良い製品を作るために、しっかりとした企画をして、お客様のニーズを捉え売れる製品を作ります。

実績：縫製部はフリース素材の「もふもふトートバッグ」と「志太榛原地区の方言のれん」を企画・製作しました。御朱印帳の企画は、村祭りに参考作品を出品しました。お客様のニーズを調査する手段がわからないまま終わりました。

アート部門は「もふもふトートバッグ」のデータ作成・印刷をしました。現在新しく「猫の額」というイラストのグッズを開発中。カフェで発売するところまで、早く完成させたいです。

カフェは新製品の開発を特に行いませんでしたが、メニューの価格設定や新メニュー開発を職員任せにせず、一緒に考えていきたいです。

自立支援部

ワンポイントマネー講座を企画し、げんきむら会議の時に、毎回一人ずつ発表しました。皆さんそれぞれの節約法があり、皆の意見が聞ける良いコーナーになったと思います。

12 月 11 日に明治製菓工場見学を実施しました。静岡工場はカールの製造がなくなってから、チョコレート菓子が主になったので、チョコレートの体への効果(血圧低下・コレステロール値低減・精神や肉体を活動的にすること)を勉強しました。アーモンドの選別や異物混入対策もとても参考になりました。

財産目録

平成30年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	462,749
普通預金	島田信用金庫、JA大井川農協、ゆうちょ銀行他	—	運転資金として	—	—	20,300,255
定期預金	JA大井川	—	運転資金として	—	—	550,000
			小計			21,313,004
事業未収金	給付金、売上他	—		—	—	8,092,405
貯蔵品	切手、収入印紙	—		—	—	3,086
商品・製品	Tシャツ、タオル、のぼり他	—		—	—	868,842
原材料	Tシャツ、タオル、イカ、布、紙	—		—	—	1,046,017
立替金	退職中職員の社会保険料、他	—		—	—	374,472
前払金	資金移動	—		—	—	462,595
前払費用	仕入先、LEI手数料、保険料	—		—	—	18,000
仮払金		—		—	—	201,035
			流動資産合計			32,379,456
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	南新屋204-4 南新屋11-16	—	第2種社会福祉事業である、げんきむら1号館、2号館に使用している	—	—	32,518,379
建物	南新屋204-4 南新屋11-16	平成18年度	第2種社会福祉事業である、げんきむら1号館、2号館に使用している	58,428,740	16,071,296	42,357,444
			基本財産合計			74,875,823
(2) その他の固定資産						
機械及び装置	名刺製作用印刷機、プロシ機他	—	第2種社会福祉事業である、就労支援事業に使用している	1,632,750	1,620,620	12,130
車輜運搬具	車輛No.51ぬ5934、480く8226、501も8472	—	利用者送迎用、納品用	2,718,306	2,356,220	362,086
器具及び備品	カラー印刷機他	—	第2種社会福祉事業である、就労支援事業に使用している	18,718,550	16,929,372	1,789,178
ソフトウェア	印刷用ソフト	—		293,480	293,480	0
投資有価証券	焼津信用金庫出資金	—		—	—	10,000
その他の固定資産	車両の妙々託金	—		36,190	0	36,190
			その他の固定資産合計			2,209,584
			固定資産合計			77,085,407
			資産合計			109,464,863
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	工賃、給与、水道光熱費、仕入他	—		—	—	6,361,582
1年以内返済予定設備資金借入金	JA大井川、清水銀行	—		—	—	2,053,685
1年以内返済予定長期借入金	清水銀行	—		—	—	668,400
預り金	職員以外の源泉所得税	—		—	—	4,593
職員預り金	源泉所得税、社会保険料等	—		—	—	333,276
前受金	源泉所得税、社会保険料等	—		—	—	30,000
			流動負債合計			9,451,536
2 固定負債						
設備資金借入金	JA大井川、清水銀行	—		—	—	24,103,031
長期運営資金借入金	清水銀行	—		—	—	0
退職給付引当金		—		—	—	192,711
			固定負債合計			24,295,742
			負債合計			33,747,278
			差引純資産			75,717,585

平成29年度 貸借対照表

第2号議案

平成29年4月1日～平成30年3月31日

単位：円

資産の部	科 目	合計	本部	就労継続支援B型	就労移行支援	摘要
流動資産		32,379,456	410,768	31,968,688	0	
現金預金		21,313,004	410,768	20,902,236	0	
	現金	462,749	54,970	407,779	0	
	普通預金	20,300,255	355,798	19,944,457	0	JA大井川、清水銀行、郵便局、静岡信用
	定期預金	550,000	0	550,000	0	消費税支払の為
その他の流動資産		11,066,452	0	11,066,452	0	
	商品・製品	868,842	0	868,842	0	ツヤツ、オム、のぼり、小物
	原材料	1,046,017	0	1,046,017	0	ツヤツ、オム、インク、紙、鼠、カミ
	事業未収金	8,092,405	0	8,092,405	0	給付金、売上
	貯蔵品	3,086	0	3,086	0	切手、収入印紙、官製はがき
	立替金	374,472	0	374,472	0	休職職員の社会保険料等
	前払金	462,595	0	462,595	0	仕入先 LED手数料、保険料
	前払費用	18,000	0	18,000	0	前払家賃
	仮払金	201,035	0	201,035	0	
固定資産		77,085,407	29,188,646	47,896,761	0	
基本財産		74,875,823	29,056,732	45,819,091	0	
	建物	40,213,081	13,878,582	26,334,499	0	1号館建物、2号館建物、1号館改修工事
	建物附属設備	2,144,363	0	2,144,363	0	外構工事、駐車場改造工事他
	土地	32,518,379	15,178,150	17,340,229	0	
	0	0	0	0	0	
その他の固定資産		2,209,584	131,914	2,077,670	0	
	機械及び装置	12,130	0	12,130	0	プロシ機、名刺作製機一式他
	車輛運搬具	362,086	0	362,086	0	ホンダ ストップ マウン、スズキ プロ
	器具及び備品	1,789,178	131,914	1,657,264	0	換気扇、客室用家具、監視カメラ他
	土地	0	0	0	0	
	投資有価証券	10,000	0	10,000	0	焼津信用金庫
	その他の固定資産	36,190	0	36,190	0	リサイクル料金
資産の部合計		109,464,863	29,599,414	79,865,449	0	

負債の部					
流動負債		9,451,536	1,119,962	8,331,574	0
事業未払金		6,361,582	54,000	6,307,582	0
1年以内返済予定設備資金借入金		2,053,685	1,035,962	1,017,723	0
1年以内返済予定長期運営資金借入金		668,400	0	668,400	0
預り金		4,593	0	4,593	0
職員預り金		333,276	0	333,276	0
前受金		30,000	30,000	0	0
固定負債		24,295,742	8,062,361	16,233,381	0
設備資金借入金		24,103,031	8,062,361	16,040,670	0
長期運営資金借入金		0	0	0	0
退職給与引当金		192,711	0	192,711	0
負債の部合計		33,747,278	9,182,323	24,564,955	0

純資産の部					
国庫補助金等特別積立金		24,126,270	0	24,126,270	0
次期繰越活動収支差額		51,591,315	20,238,074	23,250,217	8,103,024
(うち当期活動収支差額)		2,730,217	309,995	-5,682,802	8,103,024
純資産の部合計		75,717,585	20,238,074	47,376,487	8,103,024
負債及び純資産の部合計		109,464,863	29,420,397	71,941,442	8,103,024

平成29年度 事業活動計算書

第2号議案

平成29年4月1日～平成30年3月31日

単位：円

勘定科目	サービス区分			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	摘要
	本部	就労継続支援B型	就労移行支援				
収 益							
就労支援事業収益	0	18,238,531	4,775,692	23,014,223	21,897,378	1,116,845	
売上高	0	16,596,194	4,149,048	20,745,242	19,719,289	1,025,953	IT、名刺、纏、封入、封筒
売上高(販売委託)	0	266,267	66,567	332,834	261,687	71,147	切手販売手数料
売上高(カフェ)	0	1,085,888	271,472	1,357,360	1,389,365	△ 32,005	加、店外販売
売上高(作業)	0	290,182	288,605	578,787	527,037	51,750	作業内職代
障害福祉サービス等事業収益	0	35,457,035	8,937,287	44,394,322	44,192,027	202,295	
自立支援給付費収益	0	35,339,152	8,937,287	44,276,439	44,027,254	249,185	
訓練等給付費収益	0	35,339,152	8,937,287	44,276,439	44,027,254	249,185	給付費
特定費用収益	0	117,883	0	117,883	164,773	△ 46,890	利用料
会費収益	75,000	0	0	75,000	68,000	7,000	年会費 75名
経常経費寄附金収益	70,000	0	0	70,000	62,000	8,000	賛助金
サービス活動収益計(1)	145,000	53,695,566	13,712,979	67,553,545	66,219,405	1,334,140	
サ ビ ス 活 動 増 減 の 部							
人件費	0	26,907,503	6,726,876	33,634,379	30,837,801	2,796,578	
職員給料	0	18,358,048	4,589,512	22,947,560	21,214,129	1,733,431	職員給与
非常勤職員給与	0	5,216,242	1,304,061	6,520,303	5,470,079	1,050,224	非常勤職員給与
退職給付費用	0	480,000	120,000	600,000	811,369	△ 211,369	中退共掛金
法定福利費	0	2,853,213	713,303	3,566,516	3,342,224	224,292	社会保険料
事業費	722,444	1,890,366	491,955	3,104,765	456,702	2,648,063	
保健衛生費	0	136,358	34,090	170,448	81,282	89,166	浄化槽法定検査、清掃、検便
教養娯楽費	0	69,058	17,265	86,323	98,880	△ 12,557	新聞代、月刊誌等
日用品費	0	0	0	0	10,761	△ 10,761	雑費
水道光熱費	626,480	0	0	626,480	0	626,480	本部水道料、電気料
燃料費	0	121,374	49,706	171,080	105,140	65,940	送迎時ガソリン
消耗器具備品費	0	124,468	31,117	155,585	158,329	△ 2,744	加工消耗品
保険料	95,964	548,941	137,235	782,140	0	782,140	自動車保険料、火災保険料等
賃借料	0	889,459	222,365	1,111,824	0	1,111,824	印刷機リース料
雑費	0	708	177	885	2,310	△ 1,425	バス運転手飲み物
事務費	321,698	3,338,178	849,068	4,508,944	7,057,404	△ 2,548,460	
福利厚生費	0	119,872	29,968	149,840	395,294	△ 245,454	検診代、カメラ等割引
旅費交通費	0	266,074	68,026	334,100	364,466	△ 30,366	通勤交通費等
研修研究費	0	58,589	14,674	73,263	73,264	△ 28	研修時交通費等
事務消耗品費	0	544,270	139,083	683,353	1,117,189	△ 433,836	社外保守料金等
水道光熱費	0	0	0	0	560,849	△ 560,849	本部水道料、電気料
修繕費	0	98,019	24,505	122,524	155,710	△ 33,186	車検費用 他
通信運搬費	249,077	42,789	10,697	302,563	274,783	27,780	切手、本部電話料
会議費	71,719	4,000	1,000	76,719	420	76,299	総会時会場使用料
広報費	0	16,702	4,176	20,878	48,600	△ 27,722	案内看板制作費
業務委託費	0	1,381,363	345,341	1,726,704	1,375,056	351,648	
その他の委託費	0	1,381,363	345,341	1,726,704	1,375,056	351,648	税、会計士労士顧問料
手数料	432	78,854	19,714	99,000	90,632	8,368	残高証明、振込手数料
保 險 料	0	0	0	0	607,000	△ 607,000	自動車保険料、火災保険料等
賃借料	0	0	0	0	1,427,808	△ 1,427,808	印刷機リース料
土地・建物賃借料	470	496,752	124,188	621,410	0	621,410	駐車場使用料
租税公課	0	17,840	4,460	22,300	77,900	△ 55,600	証紙代(車検、食品衛生)
保守料	0	0	0	0	244,486	△ 244,486	印刷機、自動ドア
雑費	0	213,054	63,263	276,317	243,947	32,370	
雑費	0	213,054	63,263	276,317	243,947	32,370	
就労支援事業費用	0	17,667,383	4,140,826	21,808,209	21,803,956	4,253	他団体年会費、お見舞い等
就労支援事業販売原価	0	17,133,294	4,000,990	21,134,284	21,152,059	△ 17,775	
期首製品(商品)棚卸高	0	944,183	236,046	1,180,229	965,177	215,052	
当期就労支援事業製造原価	0	16,884,185	3,938,712	20,822,897	21,367,111	△ 544,214	
期末製品(商品)棚卸高	△ 0	△ 695,074	△ 173,768	△ 868,842	△ 1,180,229	311,387	
就労支援事業販管費	0	534,089	139,836	673,925	651,897	22,028	
減価償却費	750,788	2,343,424	585,856	3,680,068	4,971,739	△ 1,291,671	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 0	△ 2,730,924	455,154	△ 2,275,770	△ 3,488,396	1,212,626	
サービス活動費用計(2)	1,794,930	49,415,930	13,249,735	64,460,595	61,639,206	2,821,389	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 1,649,930	4,279,636	463,244	3,092,950	4,580,199	△ 1,487,249	
サ ビ ス 活 動 外 増 減 の 部							
受取利息配当金収益	2	279	70	351	682	△ 331	
その他のサービス活動外収益	0	334,825	5,100	339,925	285,560	54,365	
雑収益	0	334,825	5,100	339,925	285,560	54,365	
雑収益	0	334,825	5,100	339,925	285,560	54,365	駐車場使用料、不合金
サービス活動外収益計(4)	2	335,104	5,170	340,276	286,242	54,034	
支払利息	192,996	368,371	140,342	701,709	816,660	△ 114,951	
その他のサービス活動外費用	0	1,040	260	1,300	0	1,300	
雑損失	0	1,040	260	1,300	0	1,300	
雑損失	0	1,040	260	1,300	0	1,300	
サービス活動外費用計(5)	192,996	369,411	140,602	703,009	816,660	△ 113,651	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△ 192,994	△ 34,307	△ 135,432	△ 362,733	△ 530,418	167,685	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 1,842,924	4,245,329	327,812	2,730,217	4,049,781	△ 1,319,564	

平成29年度 製造原価明細表(事業活動)

第2号議案

平成29年4月1日～平成30年3月31日

単位：円

勘定科目	就労継続支援B型	就労移行	合計	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	予算
I 材料費						
1. 期首材料棚卸高	434,792	108,698	543,490	340,987	202,503	
2. 当期材料仕入高	9,088,026	2,278,324	11,366,350	11,127,139	239,211	トナリ、外材、布、紙類、食材
3. カマエ材料仕入高計	848,478	212,120	1,060,598	824,675	235,923	食材、パッケージ
4. 期末材料棚卸高	10,371,296	2,599,142	12,970,438	12,292,801	677,637	
当期材料費	△ 836,814	△ 209,203	△ 1,046,017	475,563	△ 1,521,580	
II 労務費	9,534,482	2,389,939	11,924,421	11,817,238	107,183	
1. 利用者工賃	4,931,870	943,947	5,875,817	6,251,209	△ 375,392	利用者工賃
当期労務費	4,931,870	943,947	5,875,817	6,251,209	△ 375,392	
III 外注加工費	690,664	172,666	863,330	479,846	383,484	
当期外注加工費	690,664	172,666	863,330	479,846	383,484	印刷物、点字加工、帽子刺繍
IV 経費						
1. 器具什器費	23,172	5,793	28,965	158,743	△ 129,778	ソトビエ
2. 消耗品費	336,199	84,050	420,249	752,701	△ 332,452	トナー・リッジ、洗剤
3. 水道光熱費	883,818	220,954	1,104,772	1,018,887	85,885	ガス、電気、水道料
4. 修繕費	259	65	324	198,227	△ 197,903	ミソ部品
5. 通信運搬費	444,350	111,455	555,805	607,189	△ 51,384	電話料、送料、切手代
6. 手数料	34,560	8,640	43,200	55,153	△ 11,953	振込手数料、代引き手数料
7. 雑費	4,811	1,203	6,014	27,918	△ 21,904	廃アライヤク、不燃物処分代
当期経費	1,727,169	432,160	2,159,329	2,818,818	△ 659,489	
当期就労支援事業製造総費用	16,884,185	3,938,712	20,822,897	21,367,111	△ 544,214	
期首仕掛品棚卸高	0	0	0	0	0	
合計	16,884,185	3,938,712	20,822,897	21,367,111	△ 544,214	
期末仕掛品棚卸高	△ 0	△ 0	0	0	0	
当期就労支援事業製造原価	16,884,185	3,938,712	20,822,897	21,367,111	△ 544,214	

平成29年度 販売管理明細表(事業活動)

第2号議案

単位：円

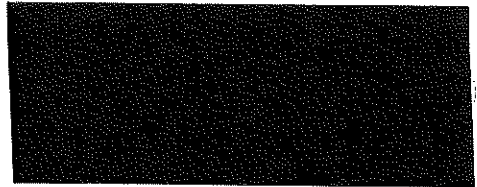
勘定科目	就労継続支援B型	就労移行	合計	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	予算
1. 燃料費	31,608	14,215	45,823	42,358	3,465	ガソリン代
2. 租税公課	411,280	102,820	514,100	489,500	24,600	消費税
3. 広報費	12,000	3,000	15,000	15,000	0	広告掲載料
4. 手数料	22,418	5,605	28,023	10,501	17,522	振込手数料
5. 雑費	56,783	14,196	70,979	94,538	△ 23,559	販売手数料、BG嫩送
就労支援事業販管費合計	534,089	139,836	673,925	651,897	22,028	

監査報告書

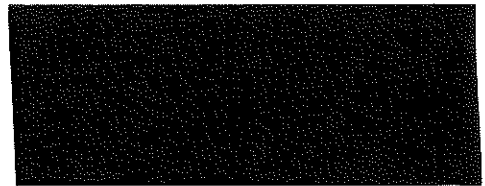
平成 30 年 5 月 17 日に、NPO 法人障害者活動支援団体げんきむらの法人本部および各事業における会計監査を、事務所にて行いましたところ、全ての会計書類について、証書の保管・整理並びに帳簿処理が的確になされていたことをご報告いたします。

平成 30 年 5 月 17 日

監事



監事



※当法人では、会計処理について、福祉・医療コンシェルジュ株式会社による指導・監修を受けております。

第3号議案

役員改選案

下記の7名を2018年度～2020年度の役員として推薦いたします。

NPO 法人げんきむら役員一覧

役名	氏名	任期
理事(再任)	██████████	2018.6.1 ～2020.5.31
理事(再任)	██████████	2018.6.1 ～2020.5.31
理事(再任)	██████████	2018.6.1 ～2020.5.31
理事(再任)	██████████	2018.6.1 ～2020.5.31
理事(新任)	██████████	2018.6.1 ～2020.5.31
監事(再任)	██████████	2018.6.1 ～2020.5.31
監事(再任)	██████████	2018.6.1 ～2020.5.31

※採決後、定款14条2項の定めに従い、理事の互選により理事長・副理事長を選出します。

1、総論

衝撃的な年度明けです。国は今度の報酬改定で、月額工賃を月平均 4 万 5 千円以上出していないと、今までと同じ報酬はやれなさと決めてきたのです。

これは、フルタイムではとても働けないけれど、それぞれのコンディションの中で、具合の良い時も悪い時も、ここで仲間と働くことに生活の基盤を置いている村人たちの励みである工賃時給を少しずつでもアップし、工賃達成加算をいただくことで職員を多く置き、バリエーション豊富な仕事内容を創出してきた、げんきむらの歴史を踏みにじる酷い改革です。

仕事の評価もいだけず、報酬もカットされ、憤りを通り越して悲しみがわきあがってきますが、創設以来の転んでもただで起きないハングリー精神で乗り切っていくしかありません。伝統にさらに新しいものを付け加えていくチャンスと捉えましょう。

2、作業の精選と効率化

アートスタジオは、指導職員が常駐はせず、自主活動の場となります。げんきむら製品全体のアートプロデュースをゆくゆくは自信を持ってやっていけるように、まずは、マスコットキャラクターやシンボルマーク作りなど、今までデザイン公募に作品を送ることで鍛えた実力で、お客様のニーズに応えていってもらいたいです。ランサーズサイトからも自分たちができる仕事を探してどんどん挑戦してください。

ロコミ等で客層が広がり、また行政機関も優先調達法を意識しての注文を下さるので、受注はできるだけお断りせず対応し、効率の悪すぎる複雑な注文は外注加工も組み合わせながら、納品していきます。

3、利用者どうしの相互支援

自主活動は作業に限らず、会議やレクリエーション、スポーツ行事の参加・運営など、今後より重要になってきます。ピアサポートができる集団になっていくためにも、興味や生きがいを持って取り組んでいってください。「作業所連合会・わ」や「きょうされん」「藤枝市精神保健福祉ネットワーク会議」など外部の集まりでも、積極的に行動してみてください。

4、就労定着支援事業の開始

過去 3 年間に、げんきむらから就職して定着した人が 3 人になる、本年 10 月より就労定着支援事業を開始します。せっかく獲得した職場に長く勤めて、安定した生活が続くように、ご本人・企業様、両者の困りごとがないか定期訪問により聞き取り、課題解決に役立っていきたいと思います。

5、隣接町内会と協働する災害対策

従来から行っている災害対策の講習や訓練に加え、本年より、2 号館で活動する人たちは、志太町内会の防災訓練に参加します。日ごろより、顔を合わせることが多い近隣在住の方々に、一層げんきむらのことをわかってもらえる機会と捕らえ、前向きに参加しましょう。

6、国へ現場の声を届けるために

今回の報酬改訂でも明らかなように、障害のある人たちの生活の実態や障害福祉現場の実情は、制度を考える人たちに、どんどん伝えていかないと理解してもらえません。きょうされん等の運動団体に参画することで、本当に暮らしやすい世の中に変わっていくよう、できることを取り組んで生きたいと思います。

平成 30 年度 げんきむら利用者専門部活動計画

防災・環境整備部

○ [Redacted]

今まで同様の、車イスの空気チェックや防災用水の管理、備蓄食糧の点検に加え、志太町内会の防災訓練への参加、1号館隣の倉庫の借用にあわせた、備品や資材の整理に取り組みます。

アートプロデュース部

○ [Redacted]

げんきむらだよりの発行やカフェのメニューやのぼりなどの作成やフェイスブックを通じての宣伝・活動報告・PRなどを行っていきます。

今年の新たな取り組みとしてはPR動画をYoutube公開をめざして、よりクオリティの高いものを作りたいです。

体育部

○ [Redacted]

いつもどおり「無理をせず身体を動かそう」が目標で、わかふじボウリング大会・わの中部ふれレク・藤枝マラソンなどに多くの人に参加してもらおう。

レクリエーション部

[Redacted] ○ [Redacted]

研修旅行以外にも体を動かす軽スポーツや、肩もみや足踏みなどのリラクゼーションにも取り組みたい。

製品開発部

○ [Redacted]

チームワークを大切に、連絡・報告を正確に行う。

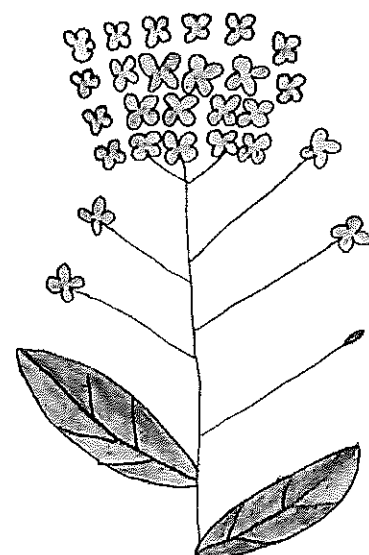
部員のみならず、広くアイデアを募集する。

より良い製品を作るために、アイデアをどのように製品に生かすか検討し、目標に向かって、売れる製品を作りたい。

会議運営・研修部

○ [Redacted]

自立支援部から名称変更しました。げんきむら会議の会場作りや片付けを人任せでなく部員で協力して行っていきます。また、これまでもやってきた工場見学や施設の見学・研修をみんなに広報し、実施していきます。



平成30年度 資金収支予算書
平成30年4月1日～平成31年3月31日

第5号議案

単位 円

勘定科目	サービス区分			合計	前年度予算額	増減	摘要
	本部	就労継続支援B型	就労移行・就労定着支援				
収入							
就労支援事業収入	0	18,656,000	4,664,000	23,320,000	21,975,800	1,344,200	
売上高	0	16,800,000	4,200,000	21,000,000	19,769,000	1,231,000	Tシャツ、名刺、織、タタ、チラシ
売上高(販売委託)	0	272,000	68,000	340,000	261,600	78,400	切手販売手数料
売上高(カフェ)	0	1,120,000	280,000	1,400,000	1,396,200	3,800	カフェ、店外販売
売上高(作業)	0	464,000	116,000	580,000	549,000	31,000	作業内職代
障害福祉サービス等事業収入	0	31,200,000	9,000,000	40,200,000	44,725,700	△ 4,525,700	
自立支援給付費収入	0	31,083,000	9,000,000	40,083,000	44,725,700	△ 4,642,700	
訓練等給付費収入	0	31,083,000	9,000,000	40,083,000	44,627,200	△ 4,544,200	給付費
特定費用収入	0	117,000	0	117,000	98,500	18,500	利用料
会費収入	75,000	0	0	75,000	68,000	7,000	年会費
経常経費寄附金収入	70,000	0	0	70,000	62,000	8,000	賛助金
受取利息配当金収入	2	400	0	402	600	△ 198	JA大井川、清水銀行、郵便局、静岡信用他
その他の収入	0	330,000	5,000	335,000	285,500	49,500	
雑収入	0	330,000	5,000	335,000	285,500	49,500	
雑収入	0	330,000	5,000	335,000	285,500	49,500	駐車場使用料
事業活動収入計(1)	145,002	50,186,400	13,669,000	64,000,402	67,117,600	△ 3,117,198	
支出							
人件費支出	0	23,020,000	5,580,000	28,600,000	34,793,300	△ 6,193,300	
職員給料支出	0	14,800,000	3,700,000	18,500,000	25,371,100	△ 6,871,100	職員給与
非常勤職員給与支出	0	5,120,000	1,280,000	6,400,000	5,470,000	930,000	非常勤職員給与
退職給付支出	0	700,000	0	700,000	610,000	90,000	中退共
法定福利費支出	0	2,400,000	600,000	3,000,000	3,342,200	△ 342,200	社会保険料
事業費支出	96,000	1,911,600	460,200	2,467,800	3,046,900	△ 579,100	
保健衛生費支出	0	136,000	34,000	170,000	88,800	88,800	浄化槽法定検査、清掃、検便
教養娯楽費支出	0	72,000	18,000	90,000	98,800	△ 8,800	新聞代、月刊誌等
日用品費支出	0	0	0	0	10,700	△ 10,700	マカ等
水道光熱費支出	0	0	0	0	560,800	△ 560,800	本部電気代
燃料費支出	0	150,000	20,000	170,000	105,100	64,900	送迎時ガソリン
消耗器具備品費支出	0	120,000	30,000	150,000	158,300	△ 8,300	カフェ消耗品
保険料支出	96,000	544,000	136,000	776,000	601,900	174,100	自動車保険料、火災保険料等
賃借料支出	0	888,800	222,200	1,111,000	1,427,800	△ 316,800	印刷機リース代
雑支出	0	800	0	800	2,300	△ 1,500	バス運転手の飲み物代
事務費支出	271,600	3,581,600	841,420	4,694,620	4,231,300	463,320	
福利厚生費支出	0	112,000	28,000	140,000	395,200	△ 255,200	検診代、カフェ・オン割引
旅費交通費支出	0	240,000	6,000	246,000	364,400	△ 118,400	通勤交通費等
研修研究費支出	0	57,600	14,400	72,000	82,000	△ 10,000	研修時交通費等
事務消耗品費支出	0	560,000	140,000	700,000	899,400	△ 199,400	キャッシュ保守料金等
修繕費支出	0	560,000	140,000	700,000	155,700	544,300	車検費用、借用倉庫修繕工事
通信運搬費支出	270,000	44,000	11,000	325,000	274,700	50,300	切手、本部電話料
会議費支出	500	2,000	520	3,020	400	2,620	総会時会場使用料、弁当代
広報費支出	0	10,000	2,500	12,500	48,600	△ 36,100	看板作成費用
業務委託費支出	0	1,200,000	300,000	1,500,000	1,375,000	125,000	ホームページ、会計士社労士顧問料
その他の委託費支出	0	1,200,000	300,000	1,500,000	1,375,000	125,000	
手数料支出	600	72,000	18,000	90,600	90,600	0	残高証明、振込手数料
土地・建物賃借料支出	500	480,000	120,000	600,500	0	600,500	駐車場使用料
租税公課支出	0	20,000	5,000	25,000	77,900	△ 52,900	証紙代(車検、食品衛生)
保守料支出	0	0	0	0	244,400	△ 244,400	印刷機、自動ドア
雑支出	0	224,000	56,000	280,000	223,000	57,000	
雑支出	0	224,000	56,000	280,000	223,000	57,000	他団体年会費、お見舞い等
就労支援事業支出	0	20,520,000	3,130,000	23,650,000	22,153,000	1,497,000	
就労支援事業販売原価支出	0	20,000,000	3,000,000	23,000,000	21,501,200	1,498,800	
就労支援事業製造原価支出	0	20,000,000	3,000,000	23,000,000	21,501,200	1,498,800	
就労支援事業販管費支出	0	520,000	130,000	650,000	651,800	△ 1,800	
支払利息支出	190,000	400,000	100,000	690,000	858,000	△ 168,000	JA大井川、清水銀行
その他の支出	0	0	0	0	0	0	
雑支出	0	0	0	0	0	0	
雑支出	0	0	0	0	0	0	
事業活動支出計(2)	557,600	49,433,200	10,111,620	60,102,420	65,082,500	△ 4,980,080	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 412,598	753,200	3,557,380	3,897,982	2,035,100	1,862,882	
施設整備等による収支							
収入							
施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0	
補助金借入金元金償還支出	1,015,464	906,502	0	1,921,966	1,956,200	△ 34,234	
固定資産取得支出	0	100,000	25,000	125,000	0	125,000	PC等
器具及び備品取得支出	0	100,000	25,000	125,000	0	125,000	
雑支出	0	0	0	0	0	0	
雑支出	0	0	0	0	0	0	
雑支出	0	0	0	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	1,015,464	1,006,502	25,000	2,046,966	1,956,200	90,766	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 1,015,464	△ 1,006,502	△ 25,000	△ 2,046,966	△ 1,956,200	△ 90,766	
その他の活動による収支							
収入							
サービス区分間繰入金収入	1,020,000	0	0	1,020,000	0	1,020,000	資金移動
その他の活動収入計(7)	1,020,000	0	0	1,020,000	△ 1,304,424	2,324,424	
長期運営資金借入金元金償還支出	0	999,600	0	999,600	999,600	0	
サービス区分間繰入金支出	0	1,020,000	0	1,020,000	0	1,020,000	資金移動
雑支出	0	0	0	0	0	0	
雑支出	0	0	0	0	0	0	
雑支出	0	0	0	0	0	0	
その他の活動支出計(8)	0	2,019,600	0	2,019,600	999,600	1,020,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,020,000	△ 2,019,600	0	△ 999,600	△ 999,600	0	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	△ 408,062	△ 2,272,902	3,532,380	851,416	△ 920,700	1,772,116	
前期末支払資金残高(11)	394,768	15,275,581	8,064,797	23,735,146	22,861,977	873,169	
当期末支払資金残高(10)+(11)	△ 13,294	13,002,679	11,597,177	24,586,562	21,941,277	2,645,285	

14

15

整理番号 27

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	H30年度 NPO 法人藤枝市体育協会総会及び懇親会含む意見交換会		
年月日	平成30年5月26日～平成 年 月 日	金額	5,000 円

目的	H30年度総会及び懇親会 (NPO 団体関係者との意見交換含む)
使途	懇親会を含む意見交換会会費
政務活動・ 県政との 関連性	スポーツ団体関係者や他の出席者からの情報や意見、要望を聴取し県政に反映させる

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	6,000 円	/	(飲食件のため上限額を充当)
		上限額	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

No. _____

様

¥6,000 -

但し、 NPO法人藤枝市体育協会懇親会費

平成30年5月26日 上記正に領収いたしました

NPO法人藤枝市体育協会
会 長 河島 邦夫

支払者: 佐野 愛子

飲食を伴うため 5,000円のみ充当する

平成30年4月吉日

県議会議員

佐野 愛子 様

NPO法人藤枝市体育協会
会長 河島 邦夫

平成30年度NPO法人藤枝市体育協会総会・懇親会開催のご案内

日頃より、NPO法人藤枝市体育協会の事業運営に格別なご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして、下記のとおり開催いたしますので、ご多忙とは存じますが、ご出席賜りたく、お願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成30年5月26日(土)
懇親会 18時30分 開会
2. 会 場 小杉苑
(住所:藤枝市青木2丁目35-30)
(電話:054-641-3321)
3. 会 費 6,000円
4. その他 1)出欠につきましては、準備の都合もございますので、同封の”はがき”にて、5月16日(水)までにご返信をお願いいたします。
2)会費につきましては、当日、受付にて納めてください。



(問合せ先)
NPO法人藤枝市体育協会・事務局
(住所:藤枝市駅前3丁目21-1)
(電話:054-641-1112)
(FAX:054-641-1179)

5/16 出ハガキ

整理番号 28

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	平成30年度年会費 明るい社会づくり運動・静岡県連合会 藤枝地区協議会		
年月日	平成30年5月27日～平成 年 月 日	金額	1,000 円

会の趣旨・目的	奉仕活動、地球環境保全活動、コミュニティ活動、社会教育、文化活動
会の活動内容等	交通安全運動の一環として、自治会・町内会において無事故、無違反の呼びかけをしており、新入学児童に対しては特に注力をしている。
政務活動・県政との関連性	会の趣旨のもと、明るい社会づくり活動を県政に活かす

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (総会資料)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000 円	/	1,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

年 5月 27日

明るい社会づくり運動・静岡県連合会

藤枝地区協議会 会長

遠藤 孝

会費 口 (一口1.000円)



年度分 金額 7,100円

郵便番号 426-0132

住所 藤枝市本郷288

氏名 佐野 愛子



上記の金額正に領収しました。

会 則

- 1 名 称 本会は 明るい社会づくり運動 静岡県連合会 藤枝地区協議会 という。
- 2 目 的 本会の目的は 善意を持つ人々が、互いに助け合い 協力しあって
明るい社会をつくることを目的とする。
- 3 組 織 本会は藤枝市に在住し、本会の目的に賛同する個人と団体で構成する。
- 4 事務局 本会の事務局は藤枝市に置く。
- 5 事 業 本会の目的を達成するために 次の事業を行う。
- ① 社会奉仕活動の展開。
 - ② 青少年健全育成の地域活動。
 - ③ 家庭内教育の研修会の開催、及び支援活動の展開。
 - ④ 交通安全対策の活動。
 - ⑤ その他、目的に必要な事業。
- 6 役 員 本会に次の役員を置き、任務は次の通りとする。
- ① 会長 1名 会を代表し、会務を統括する。
 - ② 副会長 3名 (以内) 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
 - ③ 理事 若干名 理事会を構成し、会の運営上の諸問題について審議する。
 - ④ 事務局長 1名 会長の指示を受け、会務を担当し必要に応じて補佐役を置く事ができる。
 - ⑤ 会計 1名 本会の会計収支を担当し、次年度の予算計画を作成する。
 - ⑥ 監事 2名 会の財務監査を行う。
 - ⑦ 本会に顧問・相談役を置くことができる。
- 7 会 員 会員は本会の目的を理解し、明社運動に積極的に協力をする者。
- ① 本会に入会しようとする者は、会費を添えて入会申込書を提出したとき。
- 8 任 期 役員は総会において選出し、任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- 9 会 議 本会の会議は次の通りとする。
- ① 総会は年1回開き、事業報告、会計報告をする。
 - ② 理事会は必要に応じて、会長が招集し諸問題を審議する。
- 10 経 費 本会の運営経費は、会費と寄付金をもって充てる。
- ① 会費は年額、1口1,000円とする。。
- 11 附 則 本会の会則は1984年(昭和59年)4月29日より実施する。
- ・ 1991年(平成3年) 会費改正
 - ・ 2001年(平成13年) 会費と会則の一部改正
 - ・ 2009年(平成21年) 岡部町と合併による会則の一部改正
 - ・ 2013年(平成25年) 会則の一部改正
 - ・ 2015年(平成27年) 会則の一部改正

藤枝地区協議会職員
佐野愛子様

平成30年 5月 吉日
明るい社会づくり運動
会長 遠藤 孝



明るい社会づくり運動の総会・講演のご案内

さわやかな新緑の季節となり、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は「明るい社会づくり運動」にご理解、ご協力を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

私どもの明るい社会づくり運動、藤枝地区協議会は交通安全運動の一環として、自治会・町内会に於いて無事故、無違反の呼びかけをしており、更には新入学児童に「黄色い安全バック」を31年間、継続して贈呈してまいりました。

つきましては35回目の総会を迎えるにあたり、総会にご出席を賜りたく宜しくお願い申し上げます。 — 感謝 —

記

総会日時 平成30年 5月27日 (日)

総会：午後2時開始～2時35分終了予定

場 所 生涯学習センター (第一会議室)

記念講演 午後2時40分開始予定 3時45分終了予定

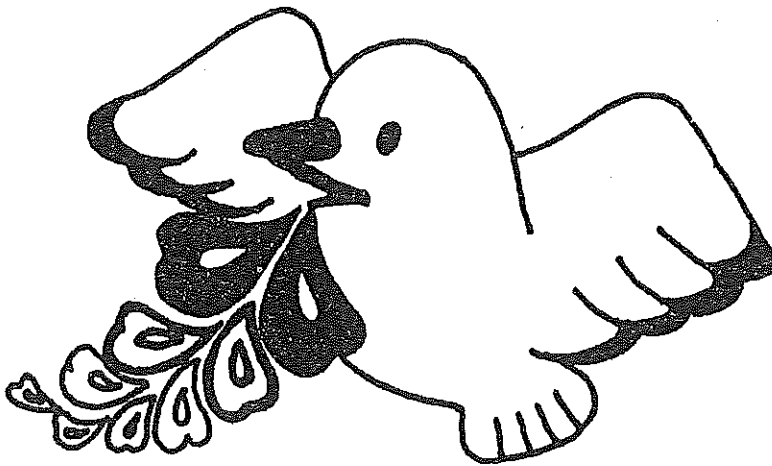
講 師 藤枝市長 北村正平様

演 題 ♪ ～真に “ 選ばれるまち ” ♪

♪ そして “ 選ばれ続けるまち ” へ～ ♪

第35回
明るい社会づくり運動 静岡県連合会
藤枝地区総会

2018



とき 平成30年 5月 27日(日) 14:00～

ところ 藤枝市生涯学習センター 第1会議室

式 次 第

第一部

- 1、 開会の言葉
- 2、 会長 挨拶
- 3、 議事
 - 第1号議案 平成29年度事業報告
 - 第2号議案 平成29年度会計報告(会計監査報告)
 - 第3号議案 平成30年度事業計画(案)
 - 第4号議案 平成30年度予算(案)
 - 第5号議案 藤枝地区協議会役員改選(案)
- 4、 来賓紹介
- 5、 閉会の言葉

10分間休憩

第二部

- 演 題 ～真に” 選ばれるまち ”
 そして” 選ばれ続けるまち ” ～～
- 講 師 藤枝市長 北村正平様
- 謝 辞 会 長 遠藤 孝

平成29年度 行事・事業報告

(自平成29年4月1日 至30年3月31日)

月 日	項 目	内 容	参加者
4月6日	市内各小学校贈呈式	黄色い安全バッグ贈呈18校	18
4月8日	会計監査	平成29年度会計監査	5
4月9日	礼状作成	寄贈企業に礼状送付210通	2
4月15日	協議会役員会議	第34回総会資料内容検討会議	12
4月25日	県連合会・理事会	県男女共同参画センター「あざれあ」	1
5月6日	藤枝地区協議会・第34回総会	藤枝市生涯学習センター	35
5月18日	県連合会・総会	県男女共同参画センター「あざれあ」	2
6月4日	家庭教育講演会・講師：佐藤カヨ氏	「みつめてみよう・私の子育て」市民会館	350
8月26日	県連合会・理事会	県男女共同参画センター「あざれあ」	1
12月5日	県明社・地区会長・事務局長研修	県男女共同参画センター「あざれあ」	1
12月15日	黄色い安全バッグ寄贈社へ	年賀状作成210社	2
12月25日	協議会役員会議	企業訪問資料審議	13
平成30年			
1月13日	黄色い安全バッグ製作発注	発注数1,530個	1
1月15日	市役所教育課新入学児童数	確認 現時点1,390名	1
1月22日	企業訪問1/22～2/10	204社	15
1月25日	県支援校入学児童数	確認 現時点24名	1
2月17日	寄付金集金	藤枝市生涯学習センター	10
2月20日	寄贈企業・個人名簿作成	一覧表、礼状、印刷業者発注	1
2月28日	県連合会・理事会	県男女共同参画センター「あざれあ」	1
3月10日	協議会役員会議	寄付金集計報告、総会資料審議	4
3月21日	寄贈社一覧表、礼状、	各学校宛バッグ仕訳	2
3月22日	黄色い安全バッグに寄贈社一覧表	挿入作業	3
3月23日	黄色い安全バッグ	各小学校に配達	3
3月26日	会計再確認、決算書作成	会計、事務局、補佐	3
3月27日	黄色い安全バッグ贈呈式	市長来賓室にて	20

第2号議案

平成29年度 決算書

(自 平成29. 4. 1 至 平成30. 3. 31)

収入決算額 2,497,773 円

支出決算額 1,724,457 円

差引残高 773,316 円

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
寄付金	1,700,000	1,590,000	-110,000	企業、個人、204社
会 費	150,000	146,000	-4,000	会員96人
諸収入	10,000	6	-9,994	銀行利子、返済金
繰越金	761,767	761,767	0	前年度繰越金、
合 計	2,621,767	2,497,773	-123,994	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
黄色いバッグ費	1,200,000	1,219,275	19,275	バッグ代、
印刷費	80,000	25,736	-54,264	趣意書、各申込書、他
会議費	50,000	9,291	-40,709	会議室借用経費、飲料水
通信費	70,000	49,414	-20,586	郵便料金、
事務費	50,000	46,482	-3,518	資料、事務諸費用、
事務局費	200,000	170,000	-30,000	活動費、
負担費	30,000	27,000	-3,000	県明社納入金、
慶弔費	50,000	0	-50,000	見舞金、慶弔費用、
大会活動費	350,000	138,619	-211,381	総会、講演費、飲料水
研修活動費	30,000	7,500	-22,500	県連合会主催、
記念大会準備金	300,000	0	-300,000	
雑費	30,000	31,140	1,140	訪問諸費用、
予備費	181,767	0	-181,767	
合計	2,621,767	1,724,457	-897,310	

平成30年4月22日提出

明るい社会づくり運動 藤枝地区協議会
会長 遠 藤



会計

監査の結果、正確であることを認めます。

監事

平成30年4月24日

監事

平成30年度 事業計画 (案)

- 4月 平成30年度会計監査を行う。会計・監事・会長・事務局立ち会い。
小学校入学式に黄色い安全バッグを役員が贈呈式に参加。
寄贈企業・個人にお礼状の送付。
総会に向けて、資料作り。
県明社・理事会会議・役員が参加。
協議会の会員募集を開始。
- 5月 藤枝地区・第35回・総会開催。
県明社・平成30年度の総会（県男女共同参画センター「あざれあ」）
- 6月 県明社・地区会長、事務局長研修（県男女共同参画センター「あざれあ」）
- 12月 県明社・地区会長、事務局長研修（県男女共同参画センター「あざれあ」）
役員会議にて企業訪問日程、その他の調整会議。

平成31年

- 1月 役員会にて企業、個人宛、趣意書、寄付金、会員を募る協力をお願い。
寄付金を募る企業訪問と会員募集の開始。
- 2月 市役所・学校教育課へ新入学児童数の確認。
入学式日取り確認（市教育課）
企業訪問（寄付金）10日締切。
黄色い安全バッグ予定数を発注。
寄贈企業一覧表の印刷原稿まとめ。
- 3月 藤枝市に黄色い安全バッグ目録贈呈と代表児童に贈呈式。
黄色い安全バッグ入荷ー各学校ごとに分配。
（バッグに寄贈企業の一覧表を挿入）
3/22～3/26各学校（18校）に黄色い安全バッグを配送。

平成30年度 予算書 (案)

(自 平成30.4.1 至 平成31.3.31)

収入予算額	2,624,316 円
支出予算額	2,624,316 円
差引残高	0 円

収入の部

科 目	予 算 額	前年度決算額	増 減	備 考
寄付金	1,700,000	1,590,000	110,000	企業、個人、210社
会 費	150,000	146,000	4,000	会員100名
諸収入	1,000	6	994	銀行利子、
繰越金	773,316	761,767	11,549	前年度繰越金、
合 計	2,624,316	2,497,773	126,543	

支出の部

科 目	予 算 額	前年度決算額	増 減	備 考
黄色いバッグ費	1,300,000	1,219,275	80,725	バッグ代 (1500個)
印刷費	70,000	25,736	44,264	趣意書、各申込書、他
会議費	40,000	9,291	30,709	会議室借用経費、飲料水
通信費	70,000	49,414	20,586	郵便料金、
事務費	60,000	46,482	13,518	資料、事務諸費用、
事務局費	200,000	170,000	30,000	活動費 (人件費)、
負担費	30,000	27,000	3,000	県明社納入金、
慶弔費	50,000	0	50,000	見舞金、慶弔費用、
大会活動費	350,000	138,619	211,381	総会、講演費、飲料水
研修活動費	30,000	7,500	22,500	県連合会主催、
記念大会準備金	350,000	0	350,000	
雑費	50,000	31,140	18,860	訪問諸費用 (図書券)、
予備費	24,316	0	24,316	
合計	2,624,316	1,724,457	899,859	

明るい社会づくり運動 藤枝地区協議会

会長 遠藤 孝

会計 XXXXXXXXXX

平成30年度 藤枝地区協議会役員 (案)

役職名	地 区	氏 名	経 歴
名 誉 会 長	藤 枝	北 村 正 平	藤枝市長
名 誉 顧 問	藤 枝	井 林 辰 憲	衆議院議員
顧 問	岡 部	井 田 久 義	市福祉(協)会長
〃	瀬 戸 谷	佐 野 愛 子	県議会議員
〃	高 洲	落 合 慎 悟	県議会議員
相 談 役			元市議会議員
〃	岡 部	藪 崎 幸 裕	市議会議員
会 長	青 島	遠 藤 孝	元市議会議員
副 会 長			元市議会議員
理 事			元市議会議員
〃	西 益 津	山 根 一	市議会議員
〃			会社代表
〃			石油販売
〃	藤 枝	西 原 明 美	市議会議員
〃			会社代表
〃	瀬 戸 谷	平 井 登	市議会議員
〃	青 島	油 井 和 行	市議会議員
〃			会社代表
〃	大 洲	多 田 晃	市議会議員
〃			元市議会議員
監 事	青 島	植 田 裕 明	市議会議員
〃	青 島	松 寄 周 一	市議会議員
事 務 局 長			元会社員
会 計			主婦
事 務 局 補 佐			主婦

会 則

- 1 名 称 本会は 明るい社会づくり運動 静岡県連合会 藤枝地区協議会 という。
- 2 目 的 本会の目的は 善意を持つ人々が、互いに助け合い 協力しあって
明るい社会をつくることを目的とする。
- 3 組 織 本会は藤枝市に在住し、本会の目的に賛同する個人と団体で構成する。
- 4 事務局 本会の事務局は藤枝市に置く。
- 5 事 業 本会の目的を達成するために 次の事業を行う。
- ① 社会奉仕活動の展開。
 - ② 青少年健全育成の地域活動。
 - ③ 家庭内教育の研修会の開催、及び支援活動の展開。
 - ④ 交通安全対策の活動。
 - ⑤ その他、目的に必要な事業。
- 6 役 員 本会に次の役員を置き、任務は次の通りとする。
- ① 会長 1名 会を代表し、会務を統括する。
 - ② 副会長 3名（以内）会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
 - ③ 理事 若干名 理事会を構成し、会の運営上の諸問題について審議する。
 - ④ 事務局長 1名 会長の指示を受け、会務を担当し必要に応じて補佐役を置く事ができる
 - ⑤ 会計 1名 本会の会計収支を担当し、次年度の予算計画を作成する。
 - ⑥ 監事 2名 会の財務監査を行う。
 - ⑦ 本会に顧問・相談役を置くことができる。
- 7 会 員 会員は本会の目的を理解し、明社運動に積極的に協力をする者。
- ① 本会に入会しようとする者は、会費を添えて入会申込書を提出したとき。
- 8 任 期 役員は総会において選出し、任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- 9 会 議 本会の会議は次の通りとする。
- ① 総会は年1回開き、事業報告、会計報告をする。
 - ② 理事会は必要に応じて、会長が招集し諸問題を審議する。
- 10 経 費 本会の運営経費は、会費と寄付金をもって充てる。
- ① 会費は年額、1口1,000円とする。。
- 11 附 則 本会の会則は1984年（昭和59年）4月29日より実施する。
- ・1991年（平成3年） 会費改正
 - ・2001年（平成13年） 会費と会則の一部改正
 - ・2009年（平成21年） 岡部町と合併による会則の一部改正
 - ・2013年（平成25年） 会則の一部改正
 - ・2015年（平成27年） 会則の一部改正

整理番号 29

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (平成30年5月分)		
年月日	平成30年5月28日~平成	年月日	金額 3,270円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している理由として、(株)ビック東海からの説明文書添付済
平成30年5月証拠書参照 (整理番号5)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
30-05-28			ガス 6,540	
01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	6,540円	1/2	3,270円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 30

決裁	会派代表者	岡本	経理責任者	田内	経理担当者	栗
----	-------	----	-------	----	-------	---

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料、及びモバイル通信料 (平成30年4月請求分)		
年月日	平成30年5月28日	～平成 年 月 日	金額 7,521 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 料金合計額 ケータイ補償サービス利用料 (15,453 円 - 380 円 × 1.08) × 1/2 = 7,521 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	15,043 円	1/2	7,521 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引 (兼お借入明細)

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
	課税		千円

平成30年 5月分

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引残高	備考
		繰越残高			
30-05-28	BF	29,437	ｼﾞﾔｯｸｽ		

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

3. 定期預金・担保お預かり明細

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

平成30年 5月31日時点

残高	
----	--

取扱番号	満期日	お預かり金額 種類	預入日 取扱日	預入期間 (据置期間)	利率(%) (中間払利率)	課税区分	満期日の取扱方法 中間払利息取扱方法

※満期日順に表示しています。月末日が休業日の場合は、直前の営業日時点のお預かり明細です。
 その他、表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。



料金後納郵便
Thanks to you
http://www.jacs.co.jp

426-0132

藤枝市 本郷 286

佐野 愛子 様



11-01101-95314 (421) 18 5
710-58-01-211 (0038450) 5A0B0059037#

JACS ご利用代金明細書

2018年 5月11日作成

いつもご利用ありがとうございます。
ご利用明細をご案内申し上げますのでご確認ください。

お問い合わせ先：株式会社ジャックス

大阪カスタマーセンター

TEL: 0570-00-5599 平日 9:30~17:30

- ※電話番号はお間違いのないようおかけください。
- ※自動音声で承りますので、お手元にカードと暗証番号をご用意のうえご利用下さい。
- ※ナビダイヤルは大阪府豊中市に遠征し通話料はお客様のご負担となります。
- ※ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、06-6872-6111へどうぞ。

〒560-0082 豊中市 新千里東町 1丁目5-3
千里朝日阪急ビル5F

登録番号：北海道財務局長(12)第000007号
協会番号：日本貸金業協会会員 第0000008号

①②の順にお開きください。

ハガキが張っている場合は十分に乾かしてからお開きください。

JACS カードご利用代金明細書

ご利用カード名 _____
お客様番号 _____

お客様の個人情報保護の為、「お客様番号」はカード番号とは異なる番号を使用しております。

今回のお支払金額合計 **29,437 円** 2018年 5月28日 (月)

ご指定口座 _____
金融機関名 _____
支店名 _____
口座名義 佐野 愛子 様

ご指定口座へは金融機関の前営業日 5月25日(金)迄にご利用意願います。
*当社と本明細記載以外のご契約があり、かつ、ご振込口座が同一の場合は、念のためお振込先をご確認させていただきます。
*お客様の個人情報保護の為、ご指定口座の口座番号は前号まで表示しております。

ラブリポイント
ポイント有効期限:ポイント獲得日より2年
引換可能ポイント (A+B+C+D)
前月までの獲得ポイント (A)
当月獲得ポイント (B)
本当月ポイントアップ (C)
当月引換ポイント (D)

ポイント実効手続のご案内
※「実効予定ポイント」
※「引換予定ポイント」
由聖様の2018年のショッピングご利用金額合計
※ポイントアップ(ラブリ☆アップステージ)についての詳細はジャックスホームページをご確認ください。

カードご利用可能枠
内 キヤッシング

総キヤッシングご利用可能枠

ご利用明細	ご利用年月日	ご利用店名	Merchant Name	現地通貨額	Amount in Local Currency	ご利用都市名など	円換算レート	Conversion Rate	利息	手数料・利息	手数料・利息	ご利用金額	ご利用金額	(円)	支払回数	今年のお支払金額	お支払後残高	(円)	ポイント
18. 3. 31		ドコモご利用料金							18. 3. 31	5	154.53	154.53	154.53		1	154.53			
今回のお支払金額合計 29437																			



便利なインターネットで24時間色々なサービスがご利用いただけます。

ジャックス



NEW

お客様氏名 CUSTOMER NAME	佐野 愛子 様 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。
お客様電話番号 PHONE NUMBER	●●●●●●●●

ご利用額のご案内

ご利用年月 MONTH OF USE	2018年3月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	15,453円 (1,244円)
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	* * * * *
カード会員番号 MEMBER NUMBER OF THE CARD	* * * * *

前々月ご利用額	20,653円(税込)
カケホーダイプラン (2018年 3月末現在)	電話番号毎の利用内訳をご確認ください。
* * * *	****

ポイントのお知らせ	2015年12月1日、ドコモプレミアクラブは「dポイントクラブ」に制度を変更いたしました。「dポイント」は街のお店などでも「ためて」「使える」ポイントです。dポイントのお得なため方、使い方など詳しくはドコモのホームページをご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ	
【NTTドコモからのお知らせ】	
*** 電話番号毎のご利用金額(税込) ***	***
●●●●●●●●	6,669円
●●●●●●●●	6,676円
●●●●●●●●	2,108円
ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。	

株式会社NTTドコモ 料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * * *

本書は電子文書です。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料 (計) 4,853	4,853	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 213	213	FOMA・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計) 8,147	3,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
	-600	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	500	シェアオプション定額料	合 算
	8,348	定額通信料	合 算
	-953	定額プラン (無料通信分) 適用額	合 算
	-2,648	定額データ割	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他利用料金等 (計) 996	2,400	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	-1,350	月々サポート適用額	内 税
	6	ユニバーサルサービス料	合 算
	-60	eピリング割引料	合 算
◇消費税等相当額 (計) 1,244	1,244	消費税等相当額 (合計)	
◇合計 15,453	15,453	合計 (3回線請求分)	

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料 (計) 2,200	2,200	カケホーダイプラン (ケータイ)		合 算
◇通話料・通信料 (計) 213	213	FOMA・SMS通信料	3月ご利用分	合 算
◇パケット定額料等 (計) 2,900	3,500	データSバック (小容量) 定額料		合 算
	-600	ずっとドコモ割		合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)		当月通信量は0.9GBです。
	0	(参考) 当月ご利用データ量		当月通信量は0.1GBです。
◇その他ご利用料金等 (計) 862	300	iモード利用料		合 算
	200	キャッチホン利用料		合 算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本		1番号あたり2円のご請求となります
	-20	eピリング割引料		3月請求分
◇消費税等相当額 (計) 494	494	消費税等相当額 (合計)		合算表示の料金合計×8%
◇合計 6,669	6,669	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、3月末で		15年7か月となりました。
		○カケホーダイプランのご契約期間は3月末で		1年9か月となりました。
		○当月の無料対象メールのパケット数のお知らせ		
		割引グループ内iモードメールは		6,977パケット
		○ポイントのお知らせ		
		(ポイント対象金額1000円につき10pt)		

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料 (計) 953	1,905	基本使用料 (定額データプランS_バリュー)	パケット料953円含む。	合 算
	-952	定額データ スタンダード割		合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,747	8,348	定額通信料 (定額データプランS_バリュー)	11,761,359パケット	合 算
	-953	定額データプランS (無料通信分) 適用額		合 算
	-2,648	定額データ スタンダード割		合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 482	500	moperaU スタンダードプラン利用料		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	-20	eビリング割引料	3月請求分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 494	494	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%	
◇合計 6,676	6,676	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、3月末で	8年11か月となりました。	
		○定額データS割のご契約期間は3月末で	7か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ		
		(ポイント対象金額1000円につき10pt)		

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)		
◇基本使用料 (計) 1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ)		合 算
◇パケット定額料等 (計) 500	500	Xiシェアオプション定額料		合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	当月通信量は0.9GBです。	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) -348	300	spモード利用料		合 算
	200	あんしんネットセキュリティ利用料		合 算
	500	ケータイ補償サービス利用料 (500)		合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料		合 算
	-380	あんしんバック割引		合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)		合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合 算
	-1,350	月々サポート適用額	本回線は13回目の適用 (全24回)	内 税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	-20	eピリング割引料	3月請求分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 256	256	消費税等相当額 (合計)		合算表示の料金合計 × 8%
◇合計 2,108	2,108	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、3月末で	4年1か月となりました。	
		○データプランのご契約期間は3月末で	1か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ		
		(ポイント対象金額1000円につき10pt)		

整理番号 30-2

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請謝辞等活動費 ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	女性都道府県議会議員の会 研修会参加費		
年月日	平成30年 ⁴⁻³⁰ 2月17日~平成 年 月 日	金額	14,690

目的	第3回研修会参加
使途	研修参加費、駐車料 交通費往復 (JR 藤枝駅~東京 大久保駅)、会場までタクシー代 (片道)
政務活動・ 県政との 関連性	意見交換 視察を通じ各県 先進例を把握し 県政に役立てる
<<領収書貼付枠>> 別紙領収書添付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	14,690 円	100%	14,690 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

平成30年5月30日

支払者

佐野愛子

様

¥1,000.-

但し、研修会参加費として上記正に領収いたしました。

女性都道府県議会議員の会
会計



領収書

Receipt 様

領収年月日 2018.-5.30

金額 ¥12,300 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(00140 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

藤枝駅

藤枝駅-MV発行 10141-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新幹線
JR 藤枝 ↔ 静岡 ↔ 品川 ↔ 新宿 ↔ 久保

領収書

No009

2018年05月30日

車番 3256

運賃 890円

運賃料金計 890円

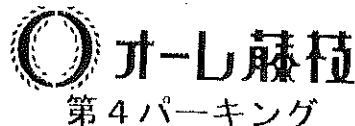
計 890円

DAIWA TAXI GROUP
西新井相互自動車株式会社

☎ 03-3886-2196

タクシーの御用命は無線配車センターへ

☎ 03-3563-5151



領収証

精算機 #01 A 精算No.000063
発券機 #01 発券No.097338
入庫時刻 2018年 5月30日(水) 09:36
出庫時刻 2018年 5月30日(水) 18:38
駐車時間 9:02
駐車料金 A料金 500円
=====
合計 500円
現金領収額 500円
お預り 1,000円
お釣り 500円

またのご利用をお待ちしております。

平成30年5月18日

女性都道府県議会議員の会 第3回 研修会のご案内

女性都道府県議会議員の会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます

さて、政府あげて「女性が輝く社会」を推進しておりますが、未だ女性都道府県議会議員は、日本全国の定数のわずか1割も満たしておりません。超少子高齢化時代にあたり教育・子育て支援・介護・財政問題と、女性議員の役割がますます重要となっていることに鑑み、地域や会派・政党の垣根を超えて交流し、ともに学ぶ機会をつくることを目的に、2016年8月20日「女性都道府県議会議員の会」を設立致しました。

各都道府県の女性議員が一堂に会し、共通の政策課題について議論を深める機会を通して、それぞれの地域において、より大きな力を発揮できるように願っております。

大変急なご案内となりましたが、是非とも趣旨をお汲み取りいただき、会へのご参加、研修会へのご参加を心よりお願い申し上げます。

敬具

- 記 -

■研修会・視察■

<5月29日(火) 研修>

研修1 13時～14時30分

『「知的障害の若者に大学教育を。～折れない心を作る自立支援。ゆたかカレッジの試み～』
鞍手ゆたか福祉会理事長 長谷川正人

研修2 14時45分～16時30分

『「児童虐待死ゼロへ向けて。～警察と児童相談所の虐待事案全件共有の必要性～』
Think Kids こどもの虐待・性犯罪をなくす会代表理事・弁護士 後藤啓二

交流会 17時～19時 交流会 都議会議事堂1F 「議事堂レストラン」

■研修会会場

東京都議会議事堂棟2F 第二会議室 (受付12時30分～)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5320-7126

<5月30日(水) 視察>

13時 東京都子供家庭総合センター 入口集合

東京都新宿区北新宿4丁目6番1号 【交通機関】中央・総武線大久保駅北口 徒歩13分
「高田馬場」駅から都営バス「小滝橋」下車徒歩5分




13時30分～15時30分 同センターの取り組み及び東京都における児童相談所、教育庁、警視庁における連携状況について

■会費■ ※宿泊は各自で手配をお願いします。




研修会参加費 1,000円

交流会参加費 4,000円 (飲み放題)

■連絡先■ 担当幹事：東京都議会議員 上田令子

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年5月30日</p> <p>会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 佐野愛子</p>						
目 的	女性都道府県議会の会 第3回研修会					
年 月 日	平成30年5月30日					
場 所	東京都子ども家庭総合センター					
内 容	<p>1 行程 藤枝—静岡—東京新宿—タクシー—センター 概要説明、質疑、センター内視察</p> <p>2 応対者 東京都教育庁 東京教育相談センター所長 黒崎一朗氏 次長 月山良明氏</p> <p>3 聴取内容 東京都における児童相談所、教育庁、警視庁における連携について</p> <p>4 県政への反映 東京都の児童相談所の中心的機能をもつ機関である。児童相談所、一時保護所、教育相談、警察青少年指導が、一つの建物で一体になっていることは大変有効である。ワンストップでの対応が可能である。 本県でもモデルとして取り組みたい。</p>					

整理番号	3/
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	平成 30 年度年会費 社会福祉法人心愛志太後援会		
年 月 日	平成 30 年 5 月 31 日 ~ 平成 年 月 日	金 額	2,000 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動や社会活動の支援をする
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体~~の~~会則・事業概要・その他（ 総会資料（規約含む） ）

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,000 円	100%	2,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証

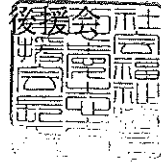
佐野愛子様

金 2,000 円也

社会福祉法人心愛志太 後援会
平成 30 年度年会費

平成 30 年 月 日

社会福祉法人心愛志太
会計



支払日: 平成30年5月31日

社会福祉法人心愛志太後援会 規約

(名 称)

第1条 本会は、社会福祉法人心愛志太後援会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県藤枝市横内 532 番地藤枝第一心愛内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社会福祉法人心愛志太が設置運営する精神障害者社会復帰施設の運営並びに、福祉施設の拡充事業に対する援助活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の勧誘確保及び援助資金の造成に努める。
- (2) 社会福祉法人心愛志太の事業に対して、資金援助を行う。
- (3) 精神障害者の福祉と権利の向上、及び精神障害への偏見や差別を無くすための啓発活動を行う。
- (4) その他本会の目的を達成するために、必要な事業を行う。

(会員及び会費)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する正会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同する個人、または団体とする。
- (2) 会費は、正会員個人1口年額2,000円以上、法人・団体1口10,000円以上とする。

(退 会)

第6条 本会の会員が退会しようとするときは、書面または、口頭で会長に届け出なければならない。

- 2 本会の退会に際しては、一切の権利要求を認めない。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員及び選任)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

- 2 役員は、役員会にて選任し、総会において承認する。

(顧 問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理して行う。
- 3 理事は、本会運営に必要な事項を審議し、その執行を補佐する。
- 4 会計は、本会の経理事務、出納業務を行う。

5 監事は、本会の業務、会計事務を監査して、総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任または任期満了した場合でも、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(総会構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会開催)

第13条 総会は、次の場合に開催する。

(1) 毎年5月及び会長が必要と認めたとき。

(2) 正会員の3分の2以上の要請があつたとき。

(総会招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条(2)の場合には請求の日から、15日以内に総会を招集しなければならない。

(総会議長)

第15条 総会議長は、出席者の互選による。

(総会定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席が無ければ開催することができない。但し、出席できない正会員でも委任状により出席とみなすことができる。

(総会決議)

第17条 総会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(総会議決事項)

第18条 次の事項は、総会において議決もしくは承認を得なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 活動報告及び収支決算

(3) 活動計画及び収支予算

(4) 役員選任

(5) その他、会長が必要と認めた事項

(役員構成)

第19条 役員会は、会長、副会長、理事、会計、監事をもって構成する。

(役員会開催及び招集)

第20条 役員会は、年2回定例会の他、会長が必要と認めたとき開催する。

(役員会定足数及び議決)

第21条 役員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

2 役員会の議決は、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

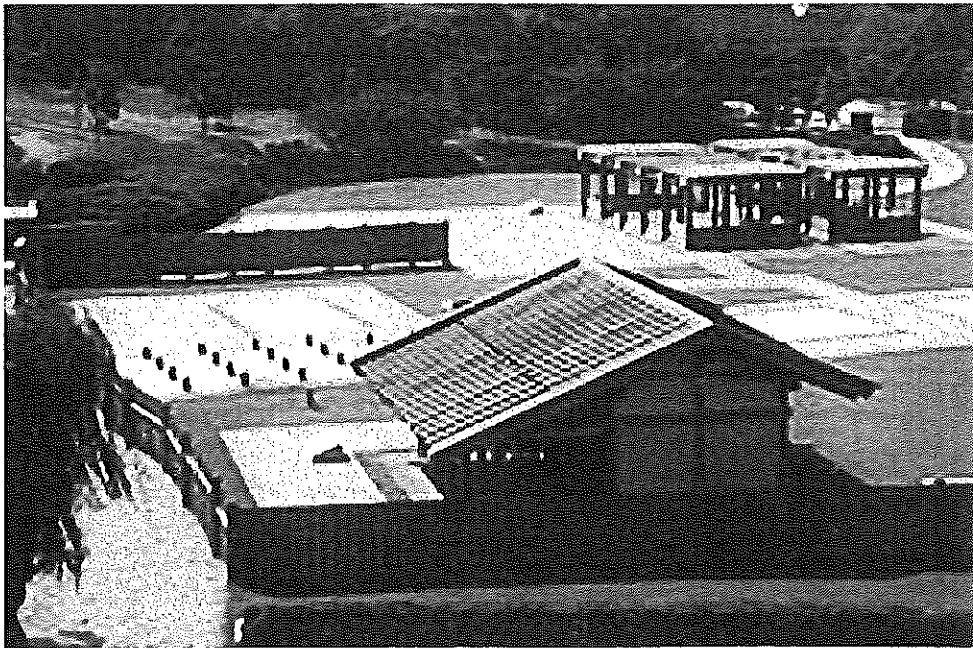
(役員会議決事項)

第22条 役員会は、総会に提出する議案の他、本会の運営に関する重要事項を議決、遂行する。

附 則 この規約は、平成17年1月24日から施行する。

附 則 この規約は、平成19年5月12日から施行する。

平成 30 年度
社会福祉法人心愛志太後援会
総 会



○日 時:平成 30 年5月 31 日(木) 午後2時より

○会 場:藤枝地区交流センター集会室

平成 30 年度
社会福祉法人心愛志太後援会
総会次第

日 時 平成 30 年 5 月 31 日(木) 午後 2 時より
会 場 藤枝地区交流センター集会室

1. 開会
2. 後援会長挨拶
3. (社)心愛志太理事長挨拶
4. 来賓挨拶
5. 資格確認
6. 議長選出

7. 議事
 - 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告
 - 第 2 号議案 平成 29 年度会計決算報告
監査報告
 - 第 3 号議案 平成 30 年度事業計画(案)
 - 第 4 号議案 平成 30 年度予算(案)

8. その他

9. アトラクション
ピアノ協奏

10. 閉会

平成 29 年度 事業報告

事業内容	備考
1. 会員増強運動	○29年度新会員 ・法人会員～1法人 ・個人会員～12 ○入会案内書を刷新する
2. 啓発活動	○会報「第13号」を発行する ○「心愛フェスタ」に協力、支援する 9月10日～藤枝第一心愛 2月4日～藤枝第二心愛 ○バザーや資源回収に協力する
3. 研修	○地区懇談会、会員同士の話し合い 家族による家族学習会への参加、協力 ○甲州・東海ブロック家族会、みんなねつ と岡山大会への出席 ○県連主催の研修会、地区主催の研修・交 流会へ出席
4. (社)心愛志太への資金援助	○「心愛フェスタ」に関する 横断幕及びのぼりを作成、提供する

第3号議案

平成30年度 事業計画(案)

事業内容	備考
<p>1. 会員増運動</p> <p>○市内各方面に企業、個人に働きかける</p>	<p>○現会員からの紹介活動</p> <p>○心愛志太関係機関への働きかけ</p>
<p>2. 啓発活動</p> <p>○会報を発行する</p> <p>○心愛フェスタへ協力、支援する</p> <p>○バザーや資源回収等への協力する</p> <p>○(社福)心愛志太、NPO 法人藤枝心愛会 共催の講演会を開催する 日時：8月4日(土) 13:30～ 会場：未定</p>	<p>○会報「第14号」を発行する</p> <p>○地域及び各機関と協働する</p> <p>○各地域の催事に協賛 古新聞、ダンボール、アルミ缶の回収</p> <p>○障害者当事者による「トーク&ライブ」 藤枝市出身のシンガーソングライター：浅羽 由紀を起用する</p>
<p>3. 研修</p> <p>○NPO 法人藤枝心愛会が主催する行事、 活動に参加する</p> <p>○外部の研修、交流会に参加する</p>	<p>○地区懇談会、会員同士の話し合い、家族 による家族学習会</p> <p>○外部の事業、研修会へ参加 甲州・東海ブロック大会、県連、中部4 家族会、二市心愛連絡会、</p>
<p>4. (社)心愛志太を支援する</p>	<p>○(社)心愛志太へ寄付する</p>

あつて
追分

夏の内
買物

7/29

整理番号 22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	平成30年5月31日～平成	年月日	金額 7,017 円

目的	各方面における情報収集
使途	5月静岡・朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

2018年5月分 領収証 発証No. [Redacted] -201805-1

佐野 愛子 様

本郷286

銘柄	部数	金額
静岡新聞	1	2,980*
朝日新聞	1	4,037*

合計金額 **¥7,017***
(消費税込み)
(口座振替分)

釣り銭: 10000:2983 5000: 1000:

学力アップ 新聞や読書が役立ちます。読んでいて本当に良かった

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収

担当: 5004 [Redacted]

有限会社 新聞販売

〒410-0001 静岡市宮原534番地
TEL (4) 639-0126・0903

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	7,017 円	100 %	7,017 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 33

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(印)
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチャージ 支出証拠書 (自動車燃料代)

7 | 8 | 0 | - | 0 | 0 | 4

【 5 月分】 6/3/ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	1,003	18 円 × 1,003 km / km	18,054

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野愛子 (印)

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	18,054 円	/	18,054 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
5.1	議会準備事務	自宅-政務事務所	18
3	平和市民活動視察	自宅-静岡	56
5	藤枝花回廊視察	自宅-西北等	26
6	静岡県少年ソフトボール状況視察	自宅-大井川	38
7	FM県政報告収録	自宅-駅前、島田	25
8	みどりネット意見交換	自宅-本郷	10
9	島田地区教職員意見交換会	自宅-島田	28
10	県庁打ち合わせ、	自宅-静岡、島田	78
11	会派役員会、打合せ	自宅-静岡	58
12	市民の杜活動視察、国際交流協会	自宅-市民の杜、駅前	48
13	三池市民活動視察市民文化祭等	自宅-時ヶ谷、岡出山	20
14	障害者母親意見交換等	自宅-藤枝	20
15	藤枝特別支援学校視察女性教員講話	自宅-青葉町	27
16	焼津地区教職員意見交換地区社協	自宅-大井川	27
17	焼津地区教職員意見交換会	自宅-大井川	26
18	FM県政報告収録	自宅-島田	25
19	もったいない運動意見交換、おのころ会意見交換	自宅-駿河台、岡部等	29
20	、航空状況視察図書館研究会	自宅-瀬戸川、大井川、草薙	70
21	朝比奈災害視察、環境教育視察	自宅-朝比奈、寺島	66
22	高規格道路意見交換、岡部商工会意見交換FM島田	自宅-静岡、岡部島田	70
23	退職教職員意見交換	自宅-田沼	19
24	全県教職員意見交換	自宅-静岡	57
25	子どもと本つなぐ会意見交換等	自宅-茶町駅前	22
26	市内小学校運動会視察、元気村情報収集等	自宅-葉梨青島	26
27	農地水田植え視察水防訓練情報収集	自宅-瀬戸川焼津等	38
29	道徳後援会	自宅-文化センター	23
30	全国議員研修等	自宅-藤枝駅	28
31	さわやかクラブ情報収集等信愛総会	自宅-茶町等	25
	合計		1,003

整理番号 JK

決裁	会派代表者	(本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(本)
----	-------	-----	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年 5月31日~平成 年 月 日	金額	29,093 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用		
使途	5月分給与		
政務活動・ 県政との 関連性	—		

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成30年5月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 26,950	円 2,143	円 29,093	円	円	円 0	円 29,093

受領印

受領日 5月31日

按分の理由	通勤手当金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
通勤手当は政務調査事務と後援会事務の業務時間数で按分して支給	¥2,450 円 (@¥350×7日)	(B)24.5h / (A)28h	給与 26,950円 } 計 29,093円 2,143円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5 月 分	氏 名	██████████
-------	-----	------------

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務調査費 業務時間数	政 務 調 査 業 務 内 容
1	火			
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	4	3.5	月初打ち合わせ、スケジュール確認と調整
9	水			
10	木			
11	金	4	3.5	県政資料発送準備
12	土			
13	日			
14	月			
15	火	4	3.5	県政資料発送作業
16	水			
17	木			
18	金	4	3.5	県政資料発送作業 活動費等保存文書整理
19	土			
20	日			
21	月			
22	火	4	3.5	スケジュール確認と調整
23	水			
24	木			
25	金	4	3.5	県政資料整理とファイリング
26	土			
27	日			
28	月			
29	火	4	3.5	次月案内状整理、スケジュール確認
30	水			
31	木			
計		(A) 28	(B) 24.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 5 月 31 日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務調査費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務調査費充当を算出する。

①(B)[24 時間 30 分]×単価[1,100 円]= 26,950 円

②総支給額[円]×(B) /(A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 35

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー

支出証拠書

782-0011

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年 5月 31日~平成 年 月 日	金額	44,025 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成30年5月分

氏名 [Redacted]

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 39,825	円 4,200	円 44,025	円	円	円 0	円 44,025

(@¥350×12月)

受領印 [Redacted]
受領日 5月31日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	44,025 円	/	44,025 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務調査費業務時間数		政務調査業務内容
1	火				
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月	3:15	3:15		月初めスケジュール確認
8	火				
9	水	4	4		情報収集
10	木	4	4		前月案内文書の整理・ファイリング
11	金				
12	土				
13	日				
14	月	4	4		資料集め
15	火				
16	水	4	4		県政資料発送準備
17	木	3	3		県政資料発送準備
18	金				
19	土				
20	日				
21	月	4	4		資料ファイリング
22	火				
23	水	4	4		印刷物の整理
24	木	4	4		資料整理
25	金				
26	土				
27	日				
28	月	4	4		案内文書の確認
29	火				
30	水	3	3		資料の整理と処分
31	木	3	3		次月予定の確認
計		44:15	44:15		

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 5 月 31 日
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子 (印)

[政務調査費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務調査費充当分を算出する。

①(B) [44 時間 15 分] × 単価 [900円] = 39,825 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 36

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年 5月 31日~平成 年 月 日	金額	33,150 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成 30 年 5 月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 33,150	円	円 33,150	円	円	円 0	円 33,150

受領印
受領日 5月31日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	33,150 円	/	33,150 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務調査費 業務時間数	政 務 調 査 業 務 内 容
1	火	4	4	月初打ち合わせ、当月情報収集(聞き取り)
2	水	4	4	当月情報収集(聞き取り)、情報整理
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	4	4	当月情報収集(聞き取り)、情報整理、スケジュール調
8	火			
9	水	4	4	情報整理、県政資料発送準備
10	木			
11	金			
12	土			
13	日			
14	月	3	3	県政資料発送準備
15	火			
16	水	3	3	県政資料発送作業
17	木			
18	金	3	3	県政資料発送作業
19	土			
20	日			
21	月	3	3	スケジュール確認と調整、情報資料ファイリング
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	3	3	案内状確認、スケジュール確認と調整
26	土			
27	日			
28	月			
29	火	4	4	各種資料整理ファイリング、資料保存処理
30	水			
31	木	4	4	次月スケジュール確認、
計	(A)	39	(B)	39

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 5 月 31 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務調査費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務調査費充当分を算出する。

①(B) [39 時間 00 分] × 単価 [850 円] = 33,150 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。